

3.スウェーデン

《要約》

【税に関する国民意識】

- ・ スウェーデンの GDP に占める租税負担率は 51.1% (2016 年) であり、世界で最も高い国の一つである。この税制を敬遠し、大手国際企業がその本社を海外に置く、高度な教育を受けた者が国外で就職するといったことが政府にとっての懸念事項である。
- ・ 一方、国税庁による国民や企業へのアンケート調査によると、自国の税制について好意的に考える人の割合は 2012 年時点で 40% であり、これは 1986 年以降の調査で最も高い割合となっている。

【租税・財政教育】

- ・ スウェーデンの租税・財政教育は、公民科において実施されている。
- ・ 高校段階では、税金の種類や納税額について学習する単元があり、地方自治体の役割や仕事に結び付ける形でその財源となる税の仕組みについて教えている。
- ・ 国税庁がウェブサイトにて租税教育用の教材を提供している。一般的な税制について解説した資料に加えて、美容師やレストランの専門学校で活用することを目的とした教材もある。

【税務広報】

- ・ 国税庁では、確定申告時に納税者宛に送付される確定申告手順書と国税庁のパンフレットを最大の広報の機会と捉え、税率や控除適応項目の最新情報、申告期日等様々な情報提供を行っている。
- ・ 確定申告に関しては、テレビ、新聞といった各種メディアが頻繁に報道するため、国税庁は大規模なマス向けの広報活動を行っていない。
- ・ 2015 年には電子確定申告を広めるため、美容師、レストランオーナー、タクシー運転手といった特定の職業に就く人を対象とした普及啓発活動が行われた。
- ・ 納税者との接点として重要なのは全国に 103 ヶ所ある税務署の窓口であり、2015 年には国民の約 40% にあたる 410 万人が利用している。接遇について、国税庁が実施した調査では、2013 年以降毎年 95% 以上の回答者が「良い接遇である」と回答している。

【税務職員の育成】

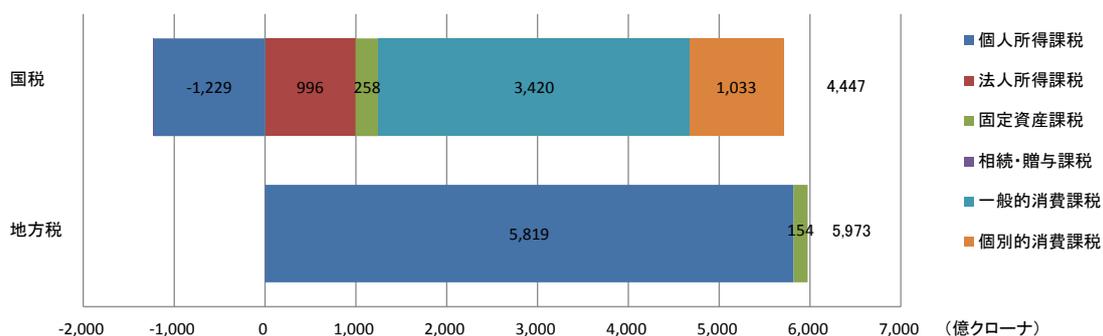
- ・ 職員個人ごとに資質向上に向けた教育プログラムが組まれている。
- ・ 2014 年の国税庁による調査結果をふまえ、2015 年から 2018 年にかけて、「性別によらず平等な接遇をするための研修プログラム」が行われることとなった。

3-1.概要

3-1-1.税制の概要

スウェーデンの税収は、国税が 4,447 億クローナ¹⁰²、地方税は 5,973 億クローナである。国税のうち、最も多くの割合を占めるのは一般的消費課税であり、約 76%を占める。なお、個人所得課税については低所得向けの税控除によるマイナス課税のため、国の個人所得課税税収はマイナスになる。一方で、地方税収のほとんどは個人所得課税となっている。

図表 88：スウェーデンの税収内訳（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

スウェーデンの所得税（Inkomstskatte）は前納式の累進課税制度であり、毎年 12 月 31 日時点で、スウェーデンに合法的に住所を持つ人全てが対象となる。年間所得が 2015 年 12 月 31 日時点で 18,784 クローナ以下だった者は納税義務が免除される。現行スウェーデンの所得税率は 29%から 35%であるが、年俸が 602,600 クローナを超えると累進課税により 60%の所得税が課される。

個人所得税の納付方法について

- 毎年 4 月になるとスウェーデン全土の各税務署は住民に対し確定申告用紙を郵送する。（2016 年：前年度の労働所得が 18,784 クローナ以上（2015 年度の下限值）であった住民に、当該地域管轄の税務署から確定申告用の説明パンフレット、記入上の注意点を添えた申告用紙が送付される。）
- なお、数年前から確定申告をインターネット上で完結できる eSKD（Elektronisk Skatte Deklaration）が導入され、納税者が希望すれば税務署の Web 上で確定申告ができる。手続きには銀行や携帯電話の通信業者が発行するデジタル認証を使用する必要がある。このデジタル認証を使ってマイページにログインし表示内容に変更がな

¹⁰² なお、本章では税額等をスウェーデンの通貨単位（クローナ）にて表記する。2017 年 3 月の為替レートは、1 クローナ=13 円である（出所：日本銀行「裁定外国為替相場」）。

ければ確定申告をするというボタンをクリックし、デジタル認証機能で承認するだけで確定申告が完了する。

- これらの情報は、個人へ送付される確定申告用紙にすでに印刷されている。税務署から送られてきた内容に同意する場合には、単に確定申告書に日付と署名のみを記入して返送すればよく、これで確定申告は完了する。
- 未成年者の納税義務はその保護者にある。
- 3年以上同一住所で暮らす同棲者は既婚者と同様、税金控除額を最大限に活用するために、家庭内共同確定申告も認められている。
- 1947年1月に施行された住民登録法 (folkbokföringslagens) の第18条によってスウェーデンでは全国民に10桁の国民番号 (パーソナルナンバー、Personnummer) が付与された。銀行や税務署が発行する電子認証 (e-legitimation) と国民番号を用いて個人を特定し納税管理の一元化を行っている。

3-1-2. 租税に関する国民意識

GDPに占める租税負担率 (Skattetryck) は1900年には7.6%だった¹⁰³が、1990年には50.4%と高値を記録、OCEDの最新の調査結果¹⁰⁴では2016年では51.1%となり、スウェーデンは世界で最も高い国となっている。

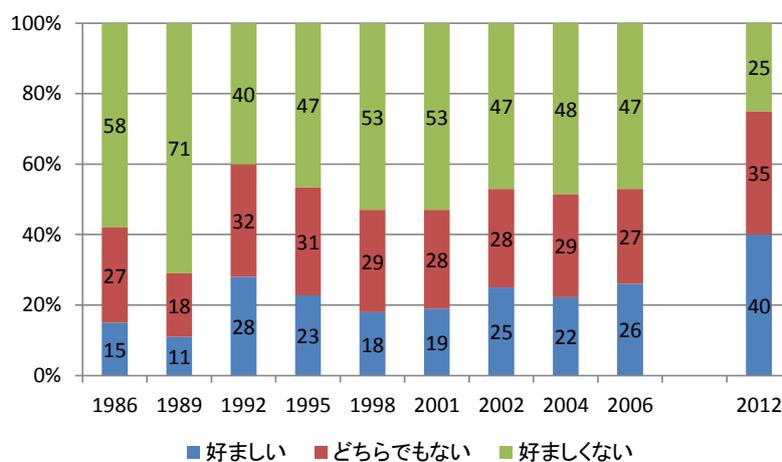
この税制を嫌って多くの大手国際企業がその本社を海外に置くほか、高度教育修了者が国外で就職するケースが増えており、この傾向にスウェーデン政府も懸念を抱いている。その典型的な一例が医師であり、スウェーデンで医師の資格を取得した卒業生の半分近くはノルウェー、イギリスそしてアメリカ等に労働移民してしまう。慢性的に医師不足のスウェーデンではインドやロシアの医師に3か月間のスウェーデン語集中講義を無料で行い、これに対処している。

国税庁は継続的に国民及び企業に対して国税庁への意見や国税庁の仕事のやり方をどう思うか、というアンケート調査を行い、その結果をレポートにまとめてホームページで公開している。次の表は1986年から2012年にかけて「税制に関するあなたの一般的な意見をお聞かせ下さい」という質問に対する回答である。

¹⁰³ Rodriguez, E (1981)

¹⁰⁴ スウェーデンの大手新聞社 SVD <https://www.svd.se/sverige-har-hogst-skattetryck>

図表 89：税制についてどのように考えているか



出所：「SKVReport2012:1」を基に日本総研作成

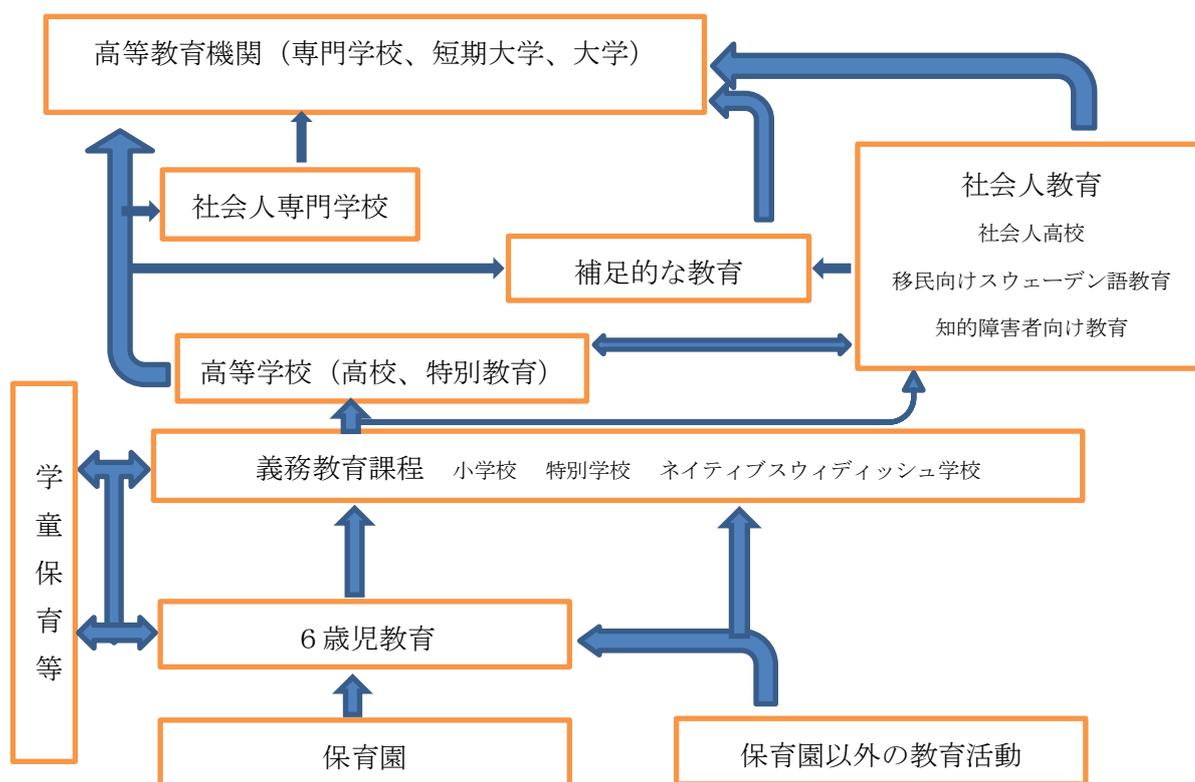
1986年には58%の回答者がスウェーデンの税制度は好きくない (dislike) と回答しているが、最新の調査では好きくないとの回答は25%と低くなり、好き (like) との回答は40%に増加している。

3-2. 租税・財政教育

3-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

ストックホルムの中央政府内に教育科学省（Utbildningsdepartementet）がある。省令や法令を実行する機関は、教育科学省下部組織の学校管理公社（Skolverket）であり、各自治体の学校局（Skolkontoret）を通じて自治体内の教育機関の一元的な管理を行っている。以下は学校管理公社（Skolverket）が示すスウェーデンでの教育の全体像である。

図表 90：スウェーデンの教育システム概要



出所：学校管理公社資料を基に日本総研作成

通常、小学校の正規入学は満7歳で期間は6年間である。中学校は3年間で、小中学校計9年間は義務教育である。義務教育では給食を含めて全てが無料である。

高校は一般進学コースと職業特化の就職コース以外にも市営青年学校、県立高校等、多様な選択肢がある。それに加えて、各カリキュラムでは指導要領に定められた必修科目以外は選択も自由で、各生徒が最長4年間で高校卒業資格取得に必要な点数を取得できるよう、学業及び就職進路相談員が手助けして受ける授業を決定する。

スウェーデンの高等学校は、全ての義務教育修了者を対象とし、原則として授業料と教材は無料である。一部公立高校では給食費も免除されている。スウェーデン全土の高校では、学校管理公社が定めた進学用指導要領と職業訓練校的な意味合いの強い職業別指導要領を

総称した *Ämnesplan* に基づき運営がなされている。2016年1月時点でスウェーデン全土には学校管理公社公認の高校が約900校（公立・私立計）存在する。

図表 91：学校管理公社認定のカリキュラム（進学用カリキュラム：2016年8月現在7種）

カリキュラム名	概要
Ekonomiprogrammet	大学の人文系で法学部、経済学部、経営学部等への進学を念頭に置いたカリキュラム
Estetiska programmet	大学の絵画、造形、音楽、写真、作曲、ダンス、演劇等人文系の芸術学部進学を念頭に置いたカリキュラム
Humanistiska programmet	大学の語学系学部、哲学、人文学部を念頭に置いた人文系の進学カリキュラム
International Baccalaureate (IB)	海外の大学等の高等教育機関に進学するための2か国語以上必須の国際高等学校卒業資格
Naturvetenskapsprogrammet	理工系の生物、化学、物理、工業、数学を念頭に置いた進学カリキュラム
Samhällsvetenskapsprogrammet	人文系で行動心理学、メディア、IT、社会知識コミュニケーション関連への進学用カリキュラム
Teknikprogrammet	理工系進学用カリキュラムで、製品デザイン、製品開発、IT、メディア、生産技術、都市計画、環境等エンジニア志望者向け

出所：学校管理公社資料を基に日本総研作成

スウェーデンにおける租税・財政教育は、租税制度の歴史、背景、仕組みを学習し、得た知識を実社会生活に生かしていくことを目的としている。税制度への知識は社会生活に不可欠なものであり、公民科にて租税に関する内容が教えられている。

図表 92：教育課程における租税・財政教育カリキュラム

教科	対象学年	内容
Samhällskunskap 公民	小学4年から6年	スウェーデン国内経済
Samhällskunskap 公民	高校1年から3年	スウェーデン国内経済／税制

出所：学校局 (Skolkontoret) カリキュラムを基に日本総研作成

3-2-2. 租税・財政教育の概要

(1) 教育部門による租税・財政教育

進学コース向けの高校の社会科の教科書では、スウェーデン国内経済について学習する章の中で租税に関する内容が記載されている。具体的な単元としては、税金と手数料や税の種

類、納税額等の内容があり、地方自治体の役割や仕事に結びつける形でその財源となる税金について仕組みを説明している。

高校の教員へのインタビューによると、授業は教育庁が定める必修テーマ（centrala innehållet）と、生徒に自由質問を投げかける形でそのテーマを掘り下げる utvecklas の2部構成で行われている。高校での進学クラス向け社会科授業の指導要領には税制や税金という項目が明記されていないことから、教科書に掲載された租税・財政教育に関する内容について授業でどのように取り上げるかは学校あるいは教員の裁量に委ねられている。

高校1年生を対象とした授業の一例としては、生徒を数人のグループに分け、市長または市の税務担当者になったつもりでどのように税金を学校教育や街の整備等に分配するかを考え、さらになぜそのような分配率になったかの理由を皆の前で発表するというロールプレイ形式で行っている。自分で税金の使途を考えるプロセスを通して税制の仕組みを学ぶことができる。

(2)税務部門による租税・財政教育

国税庁のホームページ（Lärarummet）で租税教育の教材が公開されておりダウンロードが可能となっている。その他に授業用教材（Undervisningmaterial）と題されたホームページが存在する。美容師やレストランの専門学校教員が学校で利用することを目的として作られた教材もあり、作成にあたっては美容師協会やレストラン関係者が監修を行っている¹⁰⁵。

図表 93：授業用教材（専門高等学校用も含む）

種類	対象	概要
2016年度青少年向け税制と夏季アルバイト	夏にアルバイトをする若者	税制度を説明するとともに若者向け税金還付申込書が添付されている。若者が、税金還付を受けられるようになることを目的とする。
2016年度所得税確定申告の学校用資料(右記の3種類を提供)	教員	税制度について説明した内容。働いたら税金を払う必要があることを学生に理解してもらうことを目的とする。
	教員(プレゼンテーション用資料)	教師が上記資料に添ってプロジェクターに表示できるようにした資料。
	学生用 プレゼンテーション資料配布用	プレゼンテーション資料を印刷して配布することができるようまとめられている。

出所：国税庁ウェブサイトを基に日本総研作成

(3)民間団体による租税・財政教育

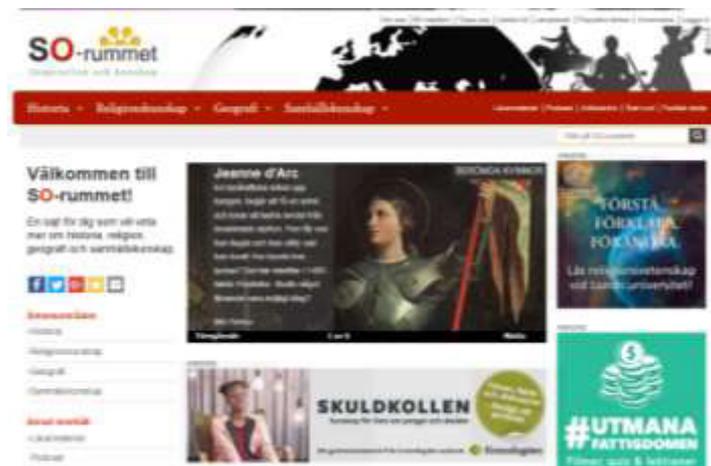
①SO-rummet（中・高等学校の社会科の教員及び生徒を対象にデジタル教材を集めて提供している民間組織が運営するサイト）

¹⁰⁵国税庁「収支報告書（2015年）」

このサイトはスウェーデン第二の都市、イエテボリ **Göteborg** の社会科の教員であった **Robert de Vries** が中心となり、2011 年よりスウェーデンの社会科の教員及び生徒の社会科の授業や自己学習への利用を目的として運営されている。

租税・財政教育のデジタル資料の例として、フランケ先生という女性の先生が税について 5 分間で説明する中学生向けのビデオ教材がある。また、スウェーデン大手銀行 **Swedbank** が発行している、税制について学べる小冊子も本ウェブサイトからダウンロードできるようになっている。

図表 94：民間組織運営サイト「SO-rummet.se」



出所：SO-rummet ウェブサイト

3-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

国税庁では職員の資質能力向上のため、個人ごとに教育プログラムを組んで人材育成に取り組んでいる。教員に関しては担当教科や教育に関連した研修へ参加する機会が設けられているが、勤務している学校により状況は異なる。

3-2-4.租税・財政教育で用いられる教材例

図表 95: 夏季アルバイト用パンフレット (左) と所得税確定申告に関する学校用資料 (右)



出所：スウェーデン国税庁

3-2-5.租税教育を進める上での工夫点

租税・財政教育の実施状況は、学校、教員の裁量に任せられている部分があるが、社会科の中で税の仕組みについて学習している。美容師やレストランの専門学校生向けの教材がある等、個人の職業に応じた租税・財政教育を行うことで、それぞれの必要性に応じた情報提供を行い、税に対する理解を深められるよう工夫している。

3-3. 税務広報

3-3-1. 税務広報の概要

(1) 租税に関する情報提供

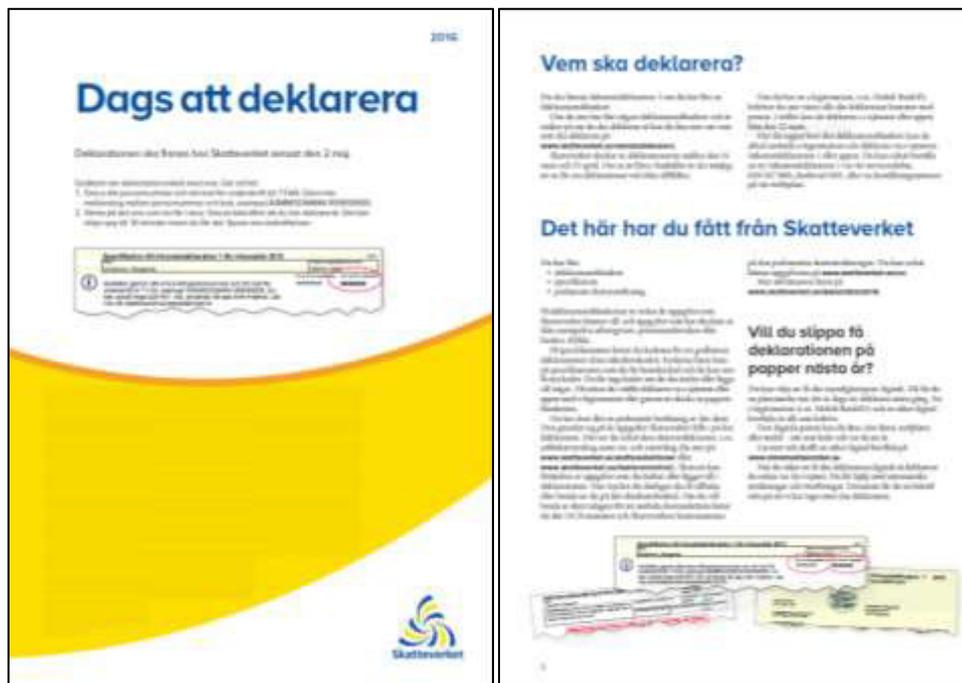
各納税者宛の確定申告書に同封される確定申告手順書、パンフレットが、税務署が各納税者に対して直接行う最大の広報活動と位置付けられている。毎年変わる税率、税務申告上の控除適用項目等の最新情報に加えて、申告期日、還付金の支払期日、地方税務局の判定に関する不服申請の行い方、金融利益税の投資元本割れを伴った場合の計算方式等、納税者にとって有益かつ詳細な情報が網羅されている。確定申告に関しては周知のことであるため広告費を使って告知をするような広報活動は行わず、ホームページや SNS のフェイスブックやツイッターで周知を行っている。これは、確定申告が国民ほぼ全員に関係する時節の話題であるため、テレビやラジオ、新聞等のメディアが番組や記事で頻繁に確定申告の締め切り日に触れることから、改めて広報費を要する広報活動を行う必要がないからともいえる。

図表 96：スウェーデン国税局による税務広報の概要

種類	対象	概要	実施時期・回数
ホームページ	一般	・税全般にわたる情報を周知	常時
	事業主	・事業主に関する税全般の情報を周知	常時
	聴覚障害者	・手話での情報提供(動画)	常時
「確定申告規則」(冊子)	一般	・確定申告の手引き ・英語、中国語、ハングル語版も作成	年1回
「起業しよう」(冊子)	一般	・起業するために必要な情報を記載 ・国税庁、職安、厚生労働省などを含む11省庁の共著。各省庁で配布	年1回
テレフォンサービス	一般	・税に関する質問について、平日に対応 ・月～木曜日：8時～18時、金曜日：8時～16時 ・対応言語はスウェーデン語か英語があらかじめを選択できる	随時
年会報	一般	・スウェーデンの税に関する年間統計情報	年1回
収支報告書	一般	・国税庁の年間収支報告書	年1回
SNS(Twitter, Facebook)	一般	・都税全般にわたる情報を周知	常時
応対アンケートパネル	一般	・各税務署窓口を設置	随時
掲示板	一般	・納期、申告期限等を周知 ・各税務署窓口を設置	随時

出所：スウェーデン国税庁資料を基に日本総研作成

図表 97：確定申告手順書



出所：スウェーデン国税庁

また年に1回発行される国税庁年報ではスウェーデンの税金やスウェーデンの国内経済に関する統計情報が掲載されている。内容は税制度の歴史や目的に始まりスウェーデンのその年のGDPや税収の内訳等の統計情報が240ページにわたって掲載されている。

図表 98：国税庁年報目次

1. 経済的歴史的視点から見る税金
2. 税金一給与別、資産別
3. 税金調査、脱税
4. 税制に対する態度—脱税や国税庁のチェック
5. スウェーデンの全税収内訳
6. 雇用税
7. 金融資産税
8. 消費税
9. 特別な会社税

出所：スウェーデン国税庁資料を基に日本総研作成

税金の使途については年1回発行される国税庁の収支報告書（Årsredovisning）で公表されている。またコミューン（市）によっては Skatteollen¹⁰⁶が公表する該当コミューンでの税金の使途の割合を表す円グラフをホームページに掲載している。

図表 99：ストックホルム市の税金の使途の割合（市ホームページで公開）



出所：ストックホルム市ウェブサイト

主な情報提供方法はパンフレットや冊子等だが、近年は国税庁のホームページから PDF 化されたパンフレットや冊子が直接ダウンロードできる。広告費を使ってメディア媒体から情報が提供されることはあまりなく、必要に応じて国税庁が行う公開講座やホームページ、SNS のフェイスブックでの情報提供が行われている。

スウェーデン国税庁は、職員の教育に力を入れるとともに、手続きのデジタル化を行うことによって納税者の利便性向上を図り、業務の効率化や正確性の向上を図っている。

(2)納税に関する相談・サポート体制

国税庁は国民が簡単に正しい情報を入手できるよう、全国に 103 カ所（2015 年 11 月時点）ある窓口の他に、納税者が電話やインターネットでのチャットで相談できる体制を整えている。

2015 年の窓口利用者数は 410 万人で、スウェーデンの人口¹⁰⁷の約 40%が窓口を利用したことになる。利用者の半数が確定申告に関する問い合わせである。確定申告時には大都市に

¹⁰⁶ 3-3-3. 関係機関との連携にて後述。

¹⁰⁷ スウェーデンの人口は 2017 年 1 月時点で 1,000 万人を突破（スウェーデン中央統計局ホームページ <http://www.scb.se/>）。

ある窓口での待ち時間が長くなる等の問題はあるが、国税庁が行っている接遇に関する調査結果によると、2013年から毎年95%以上の人が「良い接遇である」と回答している。

携帯電話やiPad等のモバイル媒体からのアクセスが急増しており、2015年のアクセス数は14,680,764件、2014年比46.8%の増加となった。ホームページへの全アクセス数は54,472,958件で、2014年比で13.5%増となった。ホームページへのアクセス数が増加した背景は、現在国税庁及び他の省庁が手続きの電子化に力を入れていることが考えられる。窓口でもまずはパソコンの前に案内され、ホームページを見ながら説明が行われる。また、フェイスブックでの情報更新は2015年には5,616回行われた。

(3) その他特徴的な普及啓発活動

国税庁では2015年に電子確定申告推進のため、対象者を絞った特別な普及啓発活動を全国で行っており約8万人が参加した。現在もホームページに簡単なデジタル確定申告を推奨する動画が掲載されている。

図表 100：特別普及啓発活動の対象者

- 美容師及び理髪師
- レストランオーナー
- 輸出入業者
- タクシー運転手
- 建設業オーナー及び従事者（法改正に伴ってのものも含む）
- 職業専門学校生（例：美容師、理髪師、建設業等）

出所：国税庁ウェブサイトを基に日本総研作成

また、新しい事業主を対象としたインフォメーション会を全国で定期的に行っており、1か月平均で約1,800人が参加者している。これは税務職員が講師役となり、企業の経理・会計担当者や新規個人事業主を対象として、各地の地方税務署で行っているものである。

(4) 税務広報に対する予算・費用

公開されている予算では広報費単独の計上はされていない。なお、2017年から導入が予定されている複数省庁と開発を行ってきた電子郵便受けの開発費が、広報活動費も含めて2016年に500万クローナとなっている。国税庁の収支報告書（2015年）にも広報費単独の計上はないものの、2015年の切手代や印刷費や出版費用の総計は1億8,512万クローナとなっている。

3-3-2. 税務広報に対する評価方法

国税庁年報によると、国税庁は継続的に国民及び企業に対して、国税庁への意見や国税庁の仕事のやり方をどう思うか、というアンケート調査を行い、その結果をレポートにまとめてホームページで公開している。直近では2012年に行われており、その前は2006年に行われている。また、待遇に対するアンケート調査を毎年行い、職員の教育プログラムに活かしている。

その他、外部団体や企業が行っている調査として、2015年に民間の調査会社TNS Sifoが行った59の各省庁及び企業への信頼度に関する調査があり、国税庁は上位7位という結果であった。

また、スウェーデン政府の外部団体であるスウェーデンクオリティインデックス(Svenskt kvalitetsindex、SKI)¹⁰⁸が毎年行っている顧客満足度調査(Årliga mätning av kundnöjdhet)では調査対象となっている省庁の中でトップクラスにランキングされ、2015年の顧客満足度のインデックスは1-100スコア中60となっている。このインデックスは値が高いほど顧客の満足度が高いことを示している。

3-3-3. 関係機関との連携

税金把握(Skattekollen)¹⁰⁹という民間組織が運営するインターネットサイトがある。サラリーマン時代に天引きされる高額な税の使い道に疑問を持った運営者により2013年につくられたもので、行政機関はこのサイトが提供するグラフ機能を使うことで、ウェブサイト上で税の使途の分配率を簡単に表示できる仕組みとなっている。各市の税の使途分配率は、毎年スウェーデン統計局が発行する統計情報を元に毎年更新される仕組みとなっている。

図表 101：税金把握のサイト



出所：Skatteollen ウェブサイト

¹⁰⁸ <http://www.kvalitetsindex.se/om-svenskt-kvalitetsindex/>

¹⁰⁹ <https://skatteollen.se/>

3-3-4.税に対する理解促進に向けた取組

国税庁によると、スウェーデンでは高い税金を支払うことは既に浸透しており、子どもの学費や医療費の無償化等、特に教育や医療・福祉分野において税の還元を身近に感じられることから、税に対する理解を促進するという観点での取組は行っていない¹¹⁰。国民が、税の還元を身近に感じられる施策としては「社会福祉の充実」「最長2年間の育児休暇及び育児手当（16歳未満）」「子供の医療費無償（18歳未満）」「大学までの学費無償」「高速道路無償」といったものがある。

¹¹⁰ 国税庁広報担当者へのインタビューより。

3-4. 税務職員の育成

3-4-1. 資質向上に向けた取組

(1) 税務の専門知識・技術面

2015年度の収支報告書及び国税庁のホームページに公開されている職員規約によると、職員個人毎に資質向上のための教育プログラムが組み、外部から講師や有識者を招いて継続的に職員教育が行われている。例えば管理職を目指す職員を対象とした研修や、各種専門職を目指す職員のための研修等がある¹¹¹。

(2) 接遇面

国税庁では2015年に、平等な接遇に関する教育プログラムを開始した。これは2014年に国税庁が行った平等に関する調査の結果において、概ね国税庁の対応は良いと国民が回答する一方で、性別の差で平等な接遇がされていないとする回答が一部からあったことに対応するためである。国は2015年から2018年の4年をかけて41省庁を対象に平等に関する教育プログラム実施することとし、予算を計上している¹¹²。平等に関する情報を集めたウェブサイト運営している省庁の外郭団体 JiM(Jämställhet.nu) によると、教育プログラムの内容としては、外部講師を招いて、平等な接遇に関して学ぶ研修を受けること及び、インターネットで紹介されている平等に関する記事を読むことを平行して行っていくとしている。外部講師は人材開発プログラムを提供している民間企業 KONTIGO から招いている。

3-4-2. 税務職員について

税務職員は主に地域及び職種別の採用なので、異動は発生しないのが原則である。2015年度の収支報告書によると、財務職員の在職期間は5年未満が32.6%であり、65.6%が3年以上の大学での教育を受けた職員である。

図表 102：5年以上勤務する職員及び高等教育修了者の割合

税務職員	5年以上勤務している職員	3年以上の大学での教育を受けた職員
性別を問わず	32.6%	65.6%
女性	32.7%	61.9%
男性	32.5%	72.8%

出所：スウェーデン収支報告書を基に日本総研作成

¹¹¹ スウェーデン国税庁

<https://www.skatteverket.se/omoss/jobbahososs/vierbjuder.4.18e1b10334ebe8bc80001669.html>

¹¹² 予算額は2,600万クローナ。

3-4-3.税の窓口の様子

税務署の窓口の様子は以下の通りである。ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署では、窓口に設置されたタブレットで税務署での接遇についてのアンケート調査が行われている。

図表 103：税務署、国民年金局、社会保険局が一体となっている窓口



出所：ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署訪問時に撮影

図表 104：接遇に関するアンケート



出所：ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署訪問時に撮影

図表 105：税務署窓口の様子（パソコンを前に検索する納税者）



出所：ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署訪問時に撮影

4.ドイツ

《要約》

【税に関する国民意識】

- ・ ドイツ納税者協会が公表している税に関する意識調査の結果（2014年）によると脱税行為を不正だと思ふ人の割合は82%であり、過去2回の調査と比べて向上していることが確認された。
- ・ 一方で、同調査の回答者の85%が「税負担が高すぎる」と回答している。これは過去の調査の中で最も高い割合であった。

【租税・財政教育】

- ・ ドイツの中等教育機関では、社会科、政治科といった科目で租税・財政について教えている。科目の名称や教科書の指定の有無は州によって異なるが、一般的には税金の種類や国家財政政策について学習している。
- ・ ドイツは一部の州で、州税務局による租税・財政教育事業が行われている。この教育事業は厳しい財政状態と納税の意義について生徒に伝えるとともに、税務署のイメージを向上させることを目的としている。こうした教育事業の実施にあたっては、研修を受けた税務署職員が講師として学校で出張授業を行っている。
- ・ 学校、税務部門以外の租税・財政教育としては、関係省庁が連携して設立した青年・教育財団が、授業用教材を提供している。

【税務広報】

- ・ 連邦財務省、州財務省及び各税務署にて、ウェブサイト、パンフレット、ポスターといった様々な媒体を活用し、広報活動が行われている。
- ・ いずれの州も税務署に「サービスセンター」を設置しており、各種資料の提供や、無料納税相談を行える体制となっている。
- ・ ドイツでは、税に関する情報発信や納税者の権利を守ることを目的とした「ドイツ納税者協会」という団体があり、ドイツ全国で約25万人が会員になっている。この協会では税金の用途についての報告書を公表している。

【税務職員の育成】

- ・ 各州で税務職員育成のための研修が行われている。例えば、ヘッセン州では2017年に約190の研修が予定されており、税に関する専門的な内容を中心としながらも、オートメーション、職員指導、コミュニケーション、教育学、職場の健康管理といった様々な分野の研修が提供されている。

4-1.概要

4-1-1.税制の概要

ドイツは16州から構成される連邦国家であり、ドイツの租税は、連邦税、州税、市町村税と共同税に分類できる。税務行政の組織としては連邦と州の最高官庁である連邦財務省と16の州財務省が存在する。州財務省の管轄下に税務局（Oberfinanzdirektion）があり、税務署（Finanzämter）の指導管理を行っている。

図表 106：ドイツの16の州財務省



出所：連邦財務省発行「ドイツの税務（Die Steuerverwaltung in Deutschland）」

ドイツには40以上の税金の種類があり、そのうち、売上税（一般的消費課税）、所得税、法人税は共同税として、予め定められた割合で、連邦、州、地方自治体で配分されている。

図表 107：共同税の税収配分

税金の種類	配分方法
売上税（一般的消費税）	連邦 52.3 %、州 45.5 %、自治体 2.2%
所得税（個人所得課税）	連邦 42.5 %、州 42.5 %、自治体 15 %
法人税（法人所得課税）	連邦 50%、州 50%、自治体 0%

出所：連邦財務省と青年・教育財団による教育素材を基に日本総研作成

図表 108：ドイツの連邦・州・市町村の税収（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

連邦税収 3,127 億ユーロ¹¹³の内訳は、個人所得課税が約 37%、一般的消費課税が約 34%、個別的消費課税が約 25%であり、この 3 種類で全体の 95%以上を占める。州の税収 2,301 億ユーロの内訳は、個人所得課税が 47%と約半分を占め、次いで一般消費課税が 38%となっている。

市町村税収については、個人所得課税が約 54%、法人所得課税が約 26%で合計すると 80%を占める。

国の財政で多くを占める所得税には課税の公平性のため 6 つのクラス分類（Lohnsteuerklasse）があり、給与所得者は家族関係により次のように分類される。結婚や離婚で家族関係が変われば、区分も変更される。

図表 109：個人所得税の課税類型

区分	家族関係
Steuerklasse I	独身者・離婚者
Steuerklasse II	母子・父子家庭
Steuerklasse III	既婚者で、配偶者に所得がない（低い）場合
Steuerklasse IV	共働きで、双方の収入にほとんど差がない場合
Steuerklasse V	既婚者で共働きで双方の賃金レベルに大きな差がある場合で、所得の低い方
Steuerklasse VI	2 ヶ所以上から収入がある場合

出所：ポータル「税金、給料と職業（Steuern, Gehalt & Beruf）」¹¹⁴を基に日本総研作成

¹¹³ なお、本章では税額等をドイツの通貨単位（ユーロ）にて表記する。2017 年 3 月の為替レートは、1 ユーロ=122 円である（出所：日本銀行「裁定外国為替相場」）。

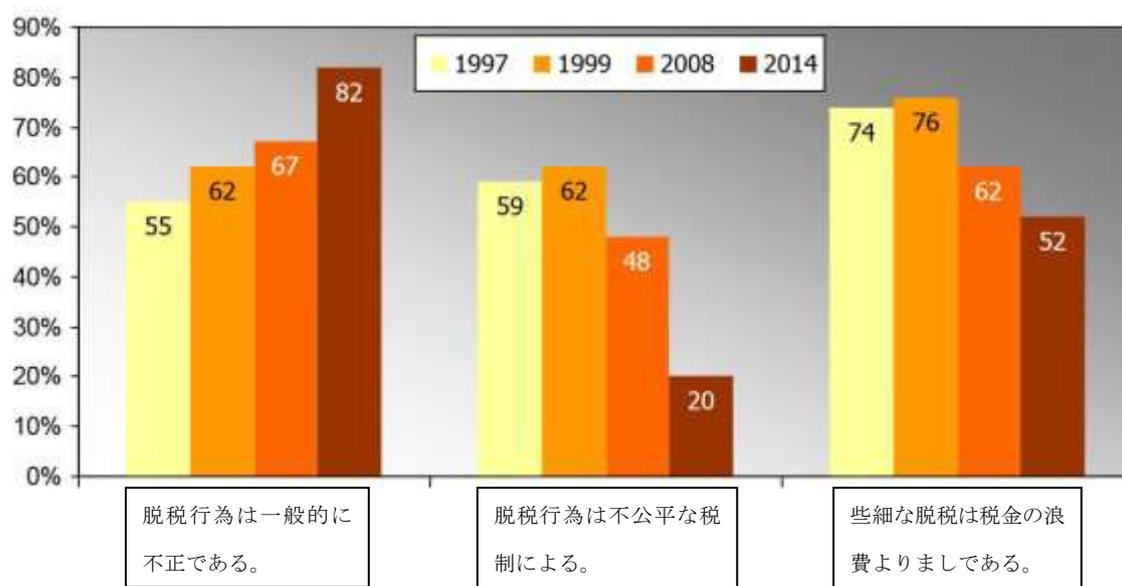
¹¹⁴ <http://www.steuerklassen.com/>

所得確定申告の対象者は無制限納税義務者で、会社勤務の被雇用者の場合は通常、毎月の源泉徴収があり賃金税として雇用主が収めているので、申告の必要はない。会社勤務の被雇用者でも本業の収入以外の所得（資産所得、賃貸所得等）がある場合や賃金に代わる所得（失業手当、両親手当等）が月額 410 ユーロを超える場合は申告義務が生じる。被雇用者のための簡略化された確定申告用紙がある。

4-1-2. 租税に関する国民意識

ドイツ納税者協会ノルトライン・ヴェストファーレン州支局¹¹⁵が経験的社会経済研究所 (Forschungsstelle für empirische Sozialökonomik e.V)¹¹⁶に委託し、「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014 年 (Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014)」という調査を実施した¹¹⁷。過去の結果と比較すると、納税者の納税に関するモラルを複数の質問への回答に基づき 1～7 の指標で表したモラルインデックス¹¹⁸は 4.28 (2008 年) から 4.80 (2014 年) になり、脱税行為に関しても不正だと思う人の割合も増加しており、コンプライアンス意識については向上していることが確認された。

図表 110：脱税行為に関する国民意識



※値 (%) は各項目に同意した人の割合

出所：経験的社会経済研究所「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014 年 (Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014)」

¹¹⁵ <http://www.steuerzahler-nrw.de/> ドイツ納税者協会については 4-3-1(3)にて説明。

¹¹⁶ <http://www.fores-koeln.de/> ケルンにある経済、納税心理学等の研究調査をする協会。

¹¹⁷ 報告書 “Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014”

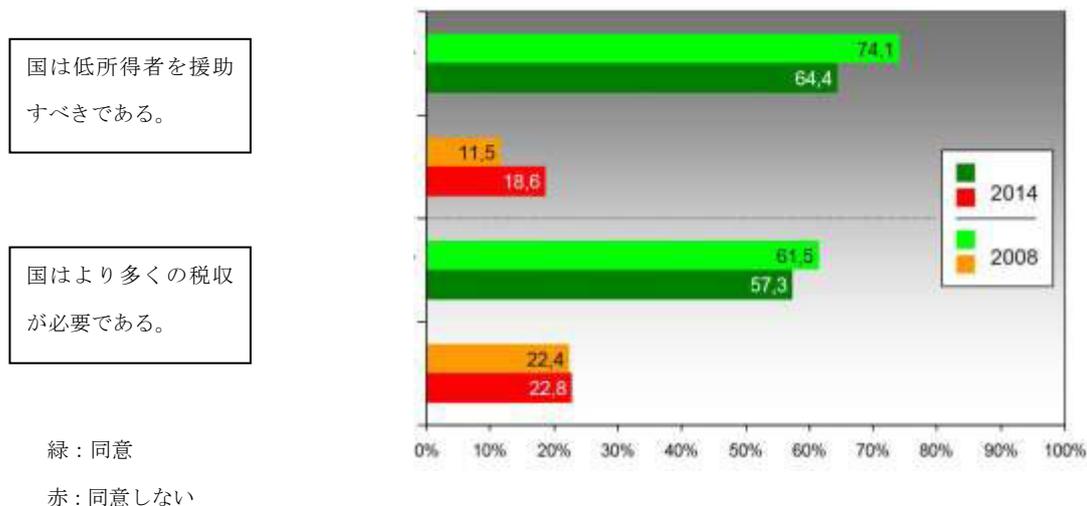
https://deutsche-wirtschafts-nachrichten.de/wp-content/uploads/2014/07/Statement_2014_Folien1.pdf

この調査は、2014 年春に約 1,000 人を対象として、電話アンケートにて実施されたものである。税負担・税制の公正性・所得申告の手続きに関して質問をした。

¹¹⁸ 納税モラルインデックスは最低値が 1 で最高値は 7 である。

国民の税に関する意識とは税制、税の公平性と個人的な税負担に関する意識である。前回2008年の調査と比較すると、所得の再配分等、国の役割を大きくすることに消極的な意見が増えている。ドイツ納税者協会では、その背景に以下の4点の納税者の意識があると分析している。

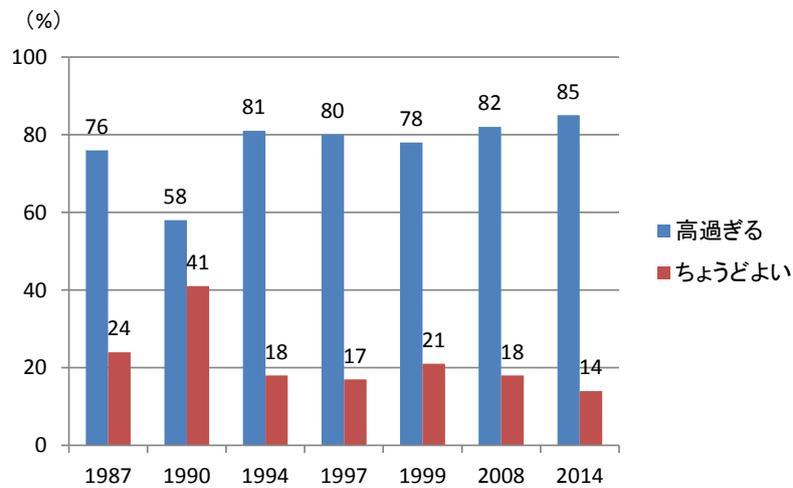
図表 111： 税収規模や低所得者支援に関する国民意識



出所：経験的社会経済研究所「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014年 (Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014)」

第一に国民は税負担が高すぎると感じている。これは所得税に限らず間接税や社会保険料等も含めて、特に自営業者や中間層の国民がそのような意識を持っている。本調査においては85%の回答者が税負担は高すぎると回答しており、これまでで一番高い割合となっている。

図表 112：税負担についての意識



出所：経験的社会経済研究所「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014 年 (Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014)」を基に日本総研作成

その他の要因として第二に考えられることは、税の申告に時間も費用もかかりすぎることである。特に自営業者は他の職業に比べ倍の人数がこの意見であり、税制度の単純化が望まれている。第三の点は税制度・税率が不公平だと考えている。第四の点は公平性であるが、国民は正当に納税の義務を果たしているのに、国側も税金を正しく責任を持って管理分配することを国民は期待している。しかし回答者の 95%は国が税を浪費している、あるいは使途が不適當であると考えている。

4-2. 租税・財政教育

4-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

ドイツは16州から構成される連邦国家であり、教育に関する基本的な権限は各州が有しており、それぞれの州に文部省が設けられている。州による学校制度や教育政策の違いを調整する機関として、各州文部大臣会議（Kultusministerkonferenz:KMK）が常設されており、そこで協定や決議を通して基本的な枠組が確保されている。

初等教育開始は原則6歳からで、初等教育終了後は大きく分けて「ハウプトシューレ（Hauptschule）」「実科学校（Realschule）」「ギムナジウム（Gymnasium）」の3種の中等教育機関に進学する。ただし授業内容やカリキュラム等の詳細は各州により異なる。

学校における市民（公民）教育や主権者教育は中等教育（第7学年から13学年）のカリキュラムのうち社会（公民）科（Gemeinschaftskunde）で行われており、市民の政治的判断能力を育て、民主主義を守り発展させることを目的としている。

図表 113：バーデン・ヴュルテンベルク州の中等教育¹¹⁹公民科の学習指導要領¹²⁰

■実科学校、総合学校等

分野	学習内容
第7・8・9学年	
社会	1) 社会グループでの共同生活 2) メディアの世界での生活 3) 家族と社会 4) ドイツへの移民
権利	1) 子供の権利 2) 青少年の法律上の権利 3) 基本的人権
政治	1) 学校での影響 2) 自治体での政治 3) ドイツにおける政治への関心
国際関係	1) 平和と人権
第10学年	
社会	1) 福祉国家の課題と問題
政治	1) ドイツにおける政治決定の過程 2) 欧州共同体

■ギムナジウム¹²¹

分野	学習内容
第8・9・10学年	
社会	1) 家族と社会 2) ドイツへの移民 3) 福祉国家の課題と問題
権利	1) 青少年の法律上の権利 2) 基本的人権
政治	1) 学校での影響 2) 自治体での政治 3) ドイツにおける政治

¹¹⁹ 中等教育第1段階（第7学年から第10学年まで）：Sekundarstufe I

¹²⁰ http://bildungsplaene-bw.de/site/bildungsplan/get/documents/lsw/export-pdf/depot-pdf/ALLG/BP2016BW_ALLG_SEK1_GK.pdf

¹²¹ http://bildungsplaene-bw.de/site/bildungsplan/get/documents/lsw/export-pdf/depot-pdf/ALLG/BP2016BW_ALLG_GYM_GK.pdf

国際関係	1) 平和と人権 2) 欧州共同体
第 11・12 学年(2 時間課程)	
国際関係	1) 国際関係の基礎 2) 平和と安全保障 3) ドイツの外交
政治	1) 政治の基礎 2) 政治的参加 3) 立法権と統治
第 11・12 学年(4 時間課程)	
社会	1) 社会構成と社会の変遷 2) 福祉国家の構成 3) 機会の同等政治
政治	1) 政治の基礎 2) 政治的参加 3) 立法権と統治 4) 統治の監督
経済政策	1) 経済政策の基礎 2) 繁栄と経済成長 3) 国内と欧州での課題
国際関係	1) 国際関係の基礎 2) 平和と安全保障 3) 繁栄とその分配 4) ドイツの外交 5) グローバルな統治

出所：バーデン・ヴュルテンベルク州の中等教育と公民科の学習指導要領を基に日本総研作成

また学校教育以外に政治機関として連邦政治教育センター（**Bundeszentrale für politische Bildung :bpb**）¹²²をはじめ、政党と関連性のある財団が政治教育活動を行い、民主主義の意識を養うことに貢献している。

連邦内務省（**Bundesministerium des Innern: BMI**）管轄の連邦政治教育センターはボンに置かれており、ナチス時代の反省から政治教育の浸透と、民主主義教育と政治参加の能力を育てることが重要であるとの考えから設置された政府機関である。このセンターの使命は政治教育策によって政治状況を理解できるよう支援し、民主主義の意識を強固にし、個人の社会的責任感及び政治的判断力を養う準備を整えることである。政治教育のためにイベントを開催し、学校の教員に政治教育授業の教材や情報を提供している。また生徒や学生だけでなくスポーツクラブ、連邦国防軍や警察等の青年達向けの政治教育を展開している。ボンとベルリンにメディアセンターがあり最新のメディア環境でオンラインでの資料提供をしている。

4-2-2. 租税・財政教育の概要

(1) 教育部門による租税・財政教育

ドイツの学校では前述のように、中等教育（第7学年から13学年）のカリキュラムにおいて社会科、政経科で税制と国の役割について一般的知識の授業が行なわれる。市民・主権者教育は公民科の学習指導要領で明確に提示されているが、日本のように学習指導要領に基づいた租税教育の体系はない。その理由は、ドイツでは初等教育4年間（一部の州は6年間）の後、中等教育は生徒の進路が多様であり、学校により社会科、経済科の内容の重点が異なるからである。学校の教科書も州により異なり、例えばバーデン・ヴュルテンベルク州の実科学校では地理・経済・公民（**Erdkunde-Wirtschaftskunde-Gemeinschaftskunde : EWG**）、バイエルン州では公民科は経済と権利（**Wirtschaft und Recht**）という科目名となっている。教科書の選択は学校の担当教員会議で決定される。それぞれの教員により重点をおく内容は異

¹²² <http://www.bpb.de/>

なるが、通常は税金の種類と国家財政政策を含めた税制について学ぶ。教員は連邦政府財務省、州財務省あるいは教育団体に提供されている教材を使用し授業を行なう。

(2)税務部門による租税・財政教育

①連邦財務省による租税・財政教育

連邦政府財務省（Bundesministerium der Finanzen）は「青年・教育財団」¹²³との連携のもとに、学生が経済政策・税体系・連邦政府財政についての基本的知識を身につけるための授業教材¹²⁴を提供している。

教材には「財政と税金」というテーマで、国家経済政策と日常生活の関連、近年の大きな危機後の国際経済政策における課題、ユーロ通貨安定のための抜本的な諸政策についての情報等が盛り込まれている。連邦財務省は教材を提供しているのみで、連邦・州文部省や州政府税務局等の機関と連携体制はない。

②ラインランド・プファルツ州政府税務局による租税・財政教育

ラインランド・プファルツ州政府税務局（Landesamt für Steuern Rheinland-Pfalz）は、ドイツ国内で最初に租税・財政に関する教育事業を開始した税務局である。「学校と税金」と呼ばれるこの教育事業は厳しい財政状態と納税の意義を伝え税務署のイメージを向上するのが目的で、州文部省と協力し始められた。

このプロジェクトの担当職員ヴィーブケ・ギロルシュタイン女史（Frau Wiebke Girolstein）から提供された資料¹²⁵で具体例を報告する。このパワーポイント報告書は2014年5月に発表され、すでに展開されている租税・財政教育事業「学校と税金」の評価分析の報告である。

¹²³ 青年・教育財団（Stiftung Jugend und Bildung）本節(3)で詳細の説明
http://www.jugend-und-bildung.de/webcom/show_jubsl.php/_c-161/i.html

¹²⁴ Finanzen & Steuern Ausgabe 2016/2017
http://www.jugend-und-bildung.de/webcom/show_article.php/_c-158/i.html

¹²⁵ ヒアリング回答で入手したパワーポイント資料：租税・財政教育事業「学校と税金」の評価報告書による。

図表 114：租税・財政教育事業「学校と税金」の実施内容

	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・納税の意義を伝える ・未納に対する不正感の認識を高める ・税務署のイメージの向上 ・税務官(税理関連の職業)への興味を高める
実施状況	対象者	実科学校 (Realschule)、ギムナジウム (Gymnasium) 総合学校(IGS)の生徒、中等教育第9学年以降を対象とする。
	開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ・事業コンセプトの作成開始: 2006年3月から2006年10月 ・選抜された税務署においてワークショップの実施: 2008年5月 ・テスト期間: 2008年6月から10月 ・税務署職員の訓練: 2009年4月
	教材	・教材キット(コプレッツ大学と提携)を自由に組み合わせて授業を実施
	授業テーマ	<p>【テーマ1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税の義務について ・税制と税の種類 ・税金の用途 ・課税の公平性 ・社会福祉国家は公平な課税を行なう <p>【テーマ2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業として(税務署職員あるいは税務官) ・税収により実施する諸政策について ・ELSTER (オンラインによる税の申告) ・税金は日常生活に深く関連している(例:映画館の入場券) ・脱税行為は公共の不利益である
	授業の進め方	<p>全てのテーマは以下の3カテゴリで授業が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリ-A : テーマ「税金」の予備知識のある生徒向けグループあるいは単独でのオープン授業 ・カテゴリ-B : テーマ「税金」の予備知識の少ない生徒向けスライドあるいはパワーポイントを使ったプレゼンテーションの授業 ・カテゴリ-C : カテゴリ-AとBの組み合わせた授業

出所：「租税・財政教育事業『学校と税金』評価報告書」を基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

学校での実践例として、ラインランド・プファルツ州マインツ市マリア・ワード・ギムナジウムでの租税授業参観の様子を、以下に記す。

マリア・ワード・ギムナジウム (Maria Ward- Gymnasium) ¹²⁶はラインランド・プファルツ州の州都マインツ市の旧市内の中央に位置している。英国人マリア・ワードが 17 世紀に女子の教育と躰を目的に基を築き、その後財団が女子教育を継続し現在の学校に至った。広い敷地には草木の茂った中庭があり、昼休みには生徒達がここで過ごすことができる。カトリック精神を重んじ、女子校ではあるが、MINT ¹²⁷ (Mathematik, Informatik, Naturwissenschaft und Technik) 科目や音楽に重点を置いた教育方針の職業ギムナジウムである。

図表 115：マリア・ワード・ギムナジウムの概要¹²⁸

<ul style="list-style-type: none">・学校種別 : 私立カトリック系女子校・生徒数 : 1,400 名 (第 5 学年～第 13 年)・教職員数 : 105 名・立地 : マインツ市 (ラインランド・プファルツ州)・生徒の学力 : 生徒の学力は高い	<p>ギムナジウムの正門</p> 
--	---

出所：学校訪問時に撮影

租税授業参観は 2017 年 2 月 3 日 9 時 55 分より 11 時 30 分にて行った。租税教育は税務署¹²⁹からの講師 2 人、第 13 学年の生徒 18 人と社会科担当教員が出席して行なわれた。まず講師 2 人の自己紹介から始まり、税務署員あるいは税務官の仕事に興味を持たせ、税務署のイメージを向上させることも目的としている。

1 コマ 45 分の授業時間を 2 時間 (90 分) 使った授業は、パワーポイント教材を用いて、次のように進行する。

¹²⁶ 学校 (マリア・ワード・ギムナジウム) 紹介のフィルム <http://www.mws-mainz.de/WB/pages/aktuell/mws-film.php>

¹²⁷ 数学、情報工学、自然科学、工学の科目 (英語略の STEM 教育に近い)

¹²⁸ 学校のホームページ www.mws-mainz.de

¹²⁹ 学校から徒歩で 5 分の距離にある税務署 Mainz-Mitte

図表 116：講師 2 人の自己紹介（左）、国家財政歳出グラフの説明（左手前は教員）（右）



出所：学校訪問時に撮影

税金の定義

- ・生徒に税金とは何か、税金の必要性について発表させる。

税金の種類

- ・生徒に税金にはどんな種類があるか質問する。

国家財政の歳入グラフ

- ・生徒に税金の種類を説明し、税の歳入額あるいは歳入額の多いのはどの種類の税金か等を質問し、納税がなぜ必要であるか理解させる。

国家財政の歳出グラフ

- ・生徒に興味をもたすよう高等学校卒業までに学校教育関係で一人の生徒につき必要な歳出額の説明：グループワーク（4～5人のグループ）
- ・各グループに消費税、所得税、犬税、自動車税と税 5 種類のプリントを渡し、グループ内で①税金の種類 ②税の対象者 ③税の対象 ④税の必要性 ⑤税の用途について話し合い、生徒が発表する。その後の質疑応答は活発に行なわれた。

図表 117：グループワークの生徒達と講師（左）、質問に答える生徒（右）



出所：学校訪問時に撮影

2人の講師が交代しながら授業を進め、質問の応答は2人で行い、必要であれば教員も応答、説明する。授業45分後、5分の休憩を返上し5分早く終了することにして授業を継続し、生徒は以下の項目について学習した。

- ・ 脱税と不法労働について
 - 脱税行為と不正労働のもたらす問題と財政に及ぼす損害
 - 不正労働と社会保障料あるいは無賃乗車者の及ぼす損害
- ・ 課税の公平性 — 個人所得税の6つの区分
- ・ 所得税率の公平性
- ・ 給料の総支給額と手取り支給額
- ・ 確定申告の作成体験

図表 118：例を参考にした確定申告書の作成の様子



例を参考に確定申告書の作成



18歳や19歳の生徒もいるのでアルバイト経験もあり、比較的簡単に作成。



2人の講師と担任の教員との和やかな会話

出所：学校訪問時に撮影

なお、授業を行なった講師は23歳と28歳の税務署職員で、この税務署(Mainz – Mitte)には9名の租税教育講師がいる。講師の平均年齢は27歳で、学校での授業回数は年間20回程度である。同席のギムナジウムの教員によると、公民・経済科での租税教育は、国家の財政の課題の一部に税制について説明がある程度である。授業外に教員の指導の下にAG¹³⁰と呼ばれる学校内での生徒の研究チーム活動がある。いくつかのAGの中に税制や財政について勉強しているグループがある。

③ヘッセン州財務省による租税・財政教育

ヘッセン州財務省 (Hessisches Ministerium der Finanzen) では2015年より租税・財政教育事業「3つのS - 学校、勉学、税金」を展開している。この教育事業は税務署職員、税務官の職業の養成と税務署のイメージ向上を目的としており、州文部省との協力はない状態で始められた。このプロジェクトは上述のラインランド・プファルツ州ですでに展開している租税・財政教育事業を参考に準備された。

図表 119：租税・財政教育事業「3つのS - 学校、勉学、税金」の実施内容

目的		<ul style="list-style-type: none"> ・納税の意義と目的を伝え、税金・税制について理解を深めさせる。 ・税金・税制に関する興味を高め、税務署職員、税務官の職業の推薦と養成。
実施状況	対象者	高等教育(第9学年から第12学年まで):実科学校、ギムナジウム、経済ギムナジウム(Wirtschaftsgymnasium) 職業学校(Berufsschule)
	授業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のコンセプトはモジュールシステムで、対象クラスにあわせて自由に教材を組み合わせる授業方法である。 【モジュール1】 ・テーマ「税金」の紹介と納税の意義と目的を伝える 【モジュール2】 ・税金の種類と使途と所得税について 【モジュール3】 ・財政管理の仕組みと税務署の職務内容(企業会計査察、脱税捜査等) ・所得税の申告書例を紹介 【モジュール4】 ・職業としての税務署職員、中級・上級税務官の資格、進路について ・4つのモジュールの組み合わせにより授業は構成され、普通2授業時間で行なわれる。一般に高等教育の政経科の授業であまり「税金と財政」に時間がとられないので、授業を補足する意味もある。

出所：ヘッセン州財務省資料およびヒアリングを基に日本総研作成

ヘッセン州財務省では、税務署職員を租税・財政教育事業「3つのS - 学校、勉学、税金」の派遣講師として研修させ、学校と連携して授業を進める。学校側はこの派遣講師チーム¹³¹

¹³⁰ 研究・勉強チーム (AG : Arbeitsgemeinschaften)

¹³¹ 教育事業開始の税務署職員派遣チーム

https://finanzverwaltung-mein-job.hessen.de/sites/ausbildungsseite.hessen.de/files/content-downloads/bn_2-2015_FRESCH_0.pdf

と連絡をとり授業日を決める。

派遣税務署員は職務開始3年から5年以内で、生徒との年齢差が10歳以内の比較的若い人材を選択している。これは生徒との距離を少なくし税務官になる興味を高める役目もある。中級税務官は25歳以下で、上級税務官は28歳以下の職員を講師として研修している。

なお、ヘッセン州ではギムナジウムの租税・財政教育の授業で給与所得税申告について申告用紙を使用し生徒に練習させることもある¹³²。

(3)民間団体による租税・財政教育

①青年・教育財団による租税・財政教育

「青年・教育財団 (Stiftung Jugend und Bildung)」は2005年1月に設立された財団で各州文部省、連邦各省、経済界、労働組合と学校関連からの専門家が提携し形成されている。その目的は一般教育と学校教育を援助することであり、政治、社会、経済教育に重点を置き、最新の課題を扱い新しい授業・伝達法で授業を興味深く実践的に行なう教材を提供している。連邦財務省を始め、連邦国防省、連邦内務省、連邦教育・研究省、連邦労働社会省、連邦家庭・高齢者・女性・青少年省、連邦食糧・農業省等の各省と提携し、教材を提供している。対象は910万人の児童生徒(6歳から18歳まで)、約38,000の学校と80万人の教員であり、教員の意向に従い授業で活用されている。教材は教員や科目の指導要領も考慮に入れ教育学関係者により作成される。ベルリンとヴィースバーデンに出版社があり、学校の教科書の補助教材として広い分野での授業教材を無料で提供している。

連邦財務省と提携して出版している授業教材「財政と税金」はその一部である。この教材は学生向け冊子、教員向け冊子、スライドから成り、中等教育第1・第2段階(第9学年から第13学年まで)での政経科及び社会科(公民科)授業、また職業学校の授業にて使われることを前提としている。学校ではどのような重点課題設定が可能であるか、学級による違いはどこに生じるか、どの点について教授すべきか、といったことについての詳細な情報が掲載されている。

学生向け冊子についての教員への手引きには、教員に対する背景説明や、財政・税金に関わる授業はどう進めるべきかについての多くの発案・提案が盛り込まれている。また最新のワークシートがネットにて配信され、最新の課題に触れることができる。

¹³² フランクフルトのギムナジウムの例

https://finanzverwaltung-mein-job.hessen.de/sites/ausbildungsseite.hessen.de/files/content-downloads/FCSF-Nachrichten%20S.%202021_0.pdf

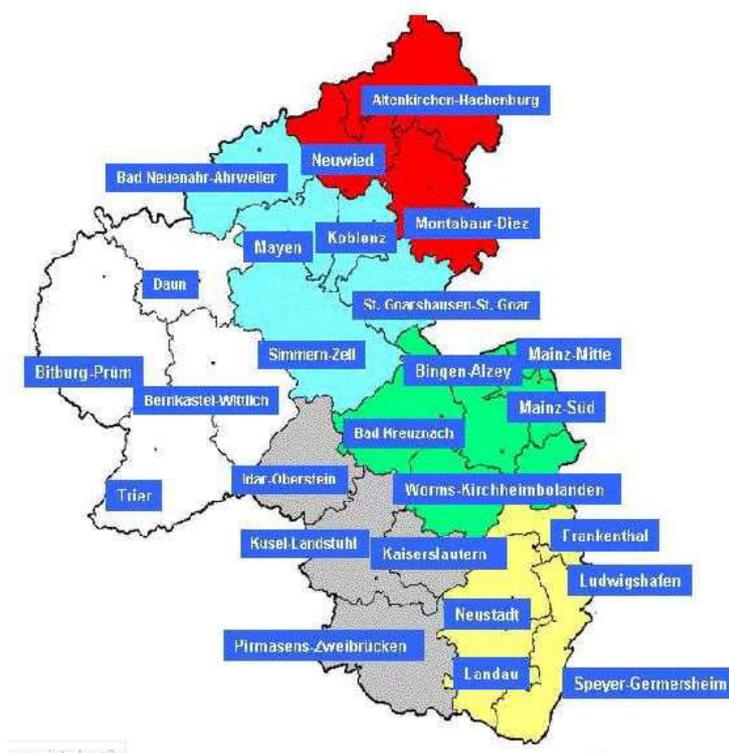
(4) 租税・財政教育の実施状況

① ラインランド・プファルツ州政府税務局による租税・財政教育

(ア) 租税・財政教育事業の実施状況

2008年に6税務署、職員8人で開始され、2014年には26税務署、職員115人に増加している。訪問学校は250校になり、4,000人以上の生徒が租税テーマの授業に参加した。

図表 120：州内租税・財政教育事業に参加した26税務署の所在地



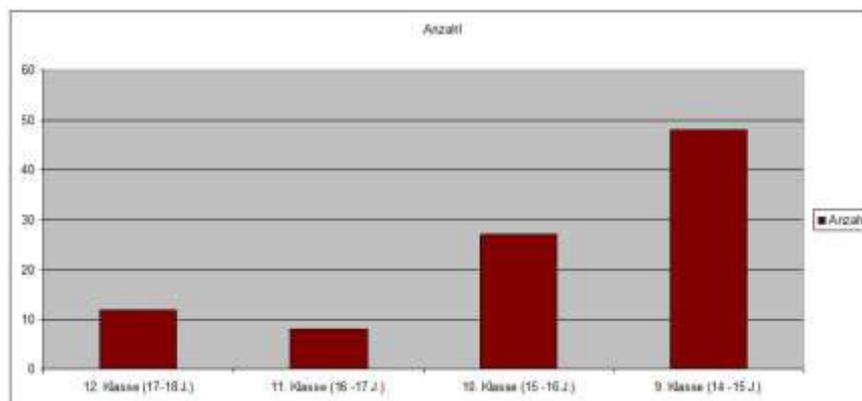
出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局

(イ) 学校での授業の実施状況

用意された4つの教材（モジュールⅠ：テーマ税金についての紹介、モジュールⅡ：税制／税の種類、モジュールⅢ：不法労働／脱税、モジュールⅣ：税の公正性（税金のクラス分けによる））のうち、授業で多く用いられたのはモジュールⅡ、Ⅲ、Ⅳであった。平均授業時間は2授業時間（90分）であり、授業は2人の講師（税務職員）によって行なわれるのが一番効果的であった。

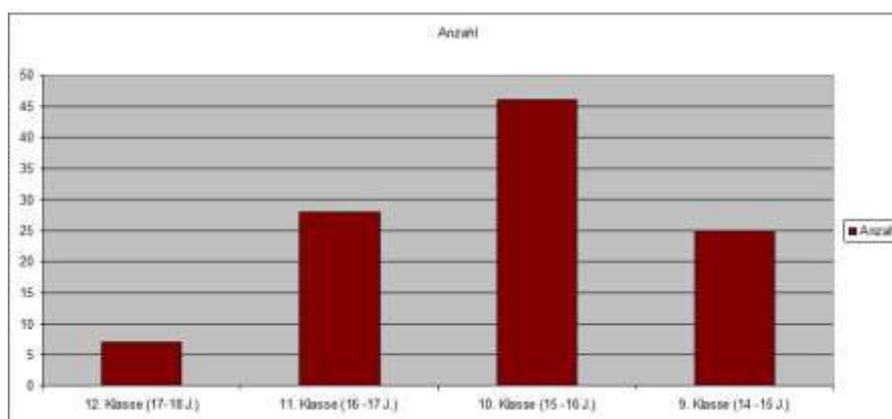
学年ごとの教育事業実施回数は、2012年は9年生、2013/14年は10年生がそれぞれ最も多かった。

図表 121：学年ごとの教育事業実施回数（9～12年生、2012年）



出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局

図表 122：学年ごとの教育事業実施回数（9～12年生、2013/14年）



出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局

(5) 租税・財政教育に対する予算・費用

ラインランド・プファルツ州では教育事業に関する特別な予算・費用はない。人件費については、税務局職員の通常の職務の一部の扱いであり、教材・印刷物等の費用は報道・広報費用とされる。

ヘッセン州税務局の教育事業「3つのS- 学校、勉学、税金」に関しては、教材等の予算あるいは学校側の負担はない。この事業に関する費用は税務署職員の教育研修の費用でまかなわれている。

4-2-3. 租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

ラインランド・プファルツ州税務局では、学校に派遣される税務職員の教育研修（ワークショップ）を行っている。新たに講師になる職員は、研修の一環として学校での授業を聴講している。

ヘッセン州税務局では上述のような租税教室のみならず、高校での生徒の進路相談の展示会に派遣される税務署職員を対象とした教育研修も行われている。この教育研修には 20 名が参加し、費用は総額 11,000 ユーロ（各参加者／550 ユーロ）であった。

【研修内容】

- 1 日目：租税・財政教育「Triple S」の教材と進路相談展示会の紹介
- 2 日＋3 日目：コミュニケーション・トレーニング
- 4 日目：ワークショップ（PR 会社主催）
- 5 日目：教育学トレーニング

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

4-2-4.租税・財政教育の現場の様子

図表 123：ラインランド・プファルツ州での税務署職員参加授業のパンフレット¹³³



出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局資料

図表 124：フランクフルトのギムナジウムでの授業風景



出所：ヘッセン州財務省資料

¹³³ https://www.lfst-rlp.de/fileadmin/user_upload/Gemeinsame_Dateien/Flyer/Schule_und_Steuern/infolyer_web_schule_steuern.pdf

4-2-5.租税・財政教育で用いられる教材例

(1)青年・教育財団提供の教材

図表 125：租税・財政教育で用いられる生徒用教材¹³⁴



出所：青年・教育財団

図表 126：教員用プレゼンテーション用スライド¹³⁵



出所：青年・教育財団

¹³⁴ http://www.jugend-und-bildung.de/files/332/F&S_Schuelerheft_2016-2017_final.pdf

¹³⁵ http://www.jugend-und-bildung.de/files/332/F&S_Unterrichtsfolien_2016-2017_final.pdf

図表 127：生徒用ワークシート
2016年11月の課題：国家負債¹³⁶



2016年9月の課題：G20 会議・国際協力¹³⁷



出所：青年・教育財団

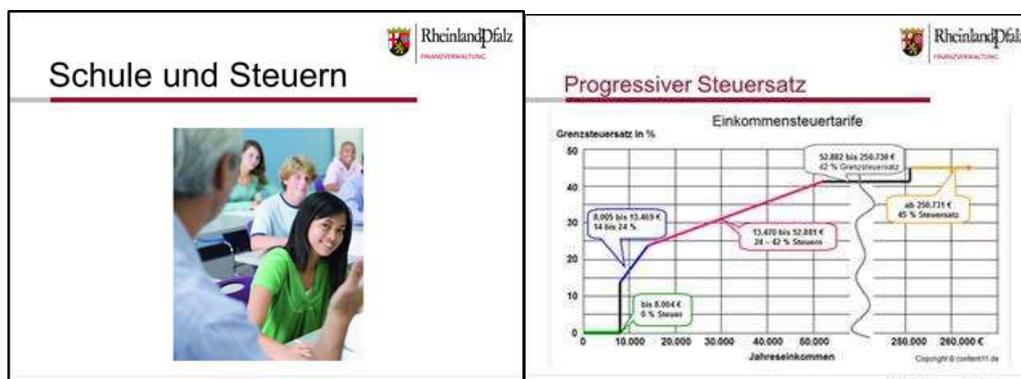
(2)州財務省による教育素材

ラインランド・プファルツ州税務局がコブレンツ大学と提携し作成した教材セット（Unterrichtskoffer）は、実施される学校の種類、生徒の興味、テーマの難易度や生徒の予備知識にあわせ授業を自由に組み立てが可能なモジュール・システムとなっている。

¹³⁶ http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Publikationen/Arbeitsblaetter/2016-11-14-Staatsschulden.pdf?__blob=publicationFile&v=2

¹³⁷ http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Publikationen/Arbeitsblaetter/2016-09-14-g20.pdf?__blob=publicationFile&v=2

図表 128：パワーポイントのプレゼンテーション素材（抜粋）
（左：学校と税金、右：累進税率）



出所：ラインランド・プファルツ州税務局

4-2-6. 租税教育を進める上での工夫点

ドイツにおける教育制度は中央集権制でないことから全国で一貫した学習指導要領やカリキュラムはなく、各州において教育目的が示されるという状況である。そのため、それぞれの学校・教員により課題選択が異なっている。上述のようにラインランド・プファルツ州が最初に租税・財政教育の教育事業を始め、そのプロジェクトを参考にヘッセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ザクセン州がそれぞれの州で展開している。他に、バーデン・ヴュルテンベルク州とバイエルン州でも準備中である¹³⁸。

図表 129：ヘッセン州の租税・財政教育プロジェクト資料で紹介された若者の声の例（ツイッター）



（訳）「私は18歳になるけど、税金、家賃や保険について何にも知らない。だけど詩の分析は4か国語でできるのよ。」

出所：ヘッセン州「租税・財政教育プロジェクト資料」

¹³⁸ プロジェクト担当職員ヴィーブケ・ギロルシュタイン女史へのヒアリングによる。

ほとんどの生徒がこの例のように考えているのが現状で、生活に密着した授業内容が不足しており、租税・財政教育が必要であるということを、税務部門では認識している。ドイツの場合には、税務部門がこの点に着目し、税務署へのイメージ向上のための施策を兼ねて、学校での租税・財政教育事業を実施している。

4-3. 税務広報

4-3-1. 税務広報の概要

(1) 租税に関する情報提供

州財務省による広報活動として、ヘッセン州では以下のような広報活動が行われている。ドイツでは連邦財務省、州財務省、州税務局及び各税務署のホームページでも類似の内容で税務広報が行なわれる。パンフレットは PDF 書式でダウンロードあるいは無料で送付される。パンフレット・申告用紙あるいは電子申告のポスターやプラカードは税務署に提示されているのみであり、新聞・テレビ広告は全くない。税務官庁のホームページあるいは税務署のサービスセンターにおいて、税に関する情報が提供されているのが一般的である。

例えばバーデン・バーデン市税務署¹³⁹では税務署職員・税務官の養成案内と納税電子申告の説明とその普及のため申告方法をビデオ¹⁴⁰で説明している。

図表 130：租税に関する情報提供について（ヘッセン州財務省¹⁴¹）

	種類	概要
紙媒体	ポスター	・納税方法（電子申告）
	パンフレット	・年金者の税案内 ・両親への税案内 ・家の修理、個人宅の家事全般サービスにかかる費用に対する減税
	冊子	給与所得税 2017 年
その他	ホームページ	・各税の納期 ・脱税について ・税の公平性について ・新税規則の周知 ・その他税全般の情報（パンフレットは PDF 書式でダウンロードあるいは無料で送付） ・学校での租税教育の情報 ・税務署員／税務官の進学情報 ・州政府の財政報告 ・税のテーマ別情報案内会
	プラカード	納税方法（税務署に設置）

出所：ヘッセン州財務省ホームページ及びヒアリングを基に日本総研作成

(2) 納税に関する相談・サポート体制

どの州にも税務署に「サービスセンター」¹⁴²が設置され、ここでは所得税申告・給与税申告の受付、税に関する案内、適切な提出用紙とパンフレットや資料を提供し、個人向け無料納税相談のサポート体制が整っている。インターネットの税金ポータルや、ドイツ納税者協会等での無料あるいは有料のサポートもある。

¹³⁹ <http://www.fa-baden-baden.de/pb/,Lde/Startseite>

¹⁴⁰ https://www.youtube.com/watch?v=_8R7vA1h7ZA

¹⁴¹ <https://finanzen.hessen.de/>

¹⁴² 4-4-3. 税の窓口の様子を参照のこと。

(3)その他特徴的な普及啓発活動

ドイツで特徴的な団体として、ドイツ納税者協会（**Bund der Steuerzahler Deutschland e.V.**）¹⁴³が挙げられる。この団体は1949年に設立された独立した公益協会であり、会員数は約25万人を超え、会員の会費と寄附で運営されている。協会本部はベルリンにあるが15州に独自の州協会が存在しその地域で活動している。主な活動内容は、①市民・納税者に税一般に関して分かりやすく説明し、納税の助言をする、②訴訟例、国の財政政策や社会政策を伝え、納税者の権利を守ること、③税の用途について監視する等である。この団体は税務官公庁との連携はないが、調査研究を基に政府に政策提言を行なう民間独立機関である。その調査研究はドイツ納税協会付属であるドイツ納税研究所（**Deutsches Steuerzahlerinstitut**）¹⁴⁴で財政経済学の分野で研究分析が行なわれ、その結果が公表される。例えば団体の最新の提言¹⁴⁵は、連邦雇用エージェンシー（**Bundesagentur für Arbeit : BA**）の財政状態が良好であることを理由に、失業保険料率を3%から2.5%に引き下げを行すべきという内容である。

いずれの協会のホームページにも国家負債時計カウンター（増加額/秒、一人当たりの額）が表示されている。

図表 131：国家負債時計カウンター



出所：納税者協会ホームページ

毎年秋に「税金の浪費報告書（**Schwarzbuch**）」¹⁴⁶という、いわゆるブラックリストが公表され、これにより連邦政府、州政府及び地方自治体の無駄な税金使途が指摘される。この報告書は広く一般メディアで知られている。この協会は納税者の権利を守り中立な立場で税の用途を監視する役割を果たしており、租税や財政に対する国民の関心を高めることに寄与している。

¹⁴³ <http://www.steuerzahler.de/BdSt-Portraet/1272b490/index.html>

¹⁴⁴ <http://www.steuerzahlerinstitut.de/>

¹⁴⁵ ホームページの記事より <http://www.steuerzahler.de/Aktuelle-Ausgabe/1782b682/index.html>

¹⁴⁶ ブラックリスト「税金の浪費報告書」 <http://www.schwarzbuch.de/>

(4)税務広報に対する予算・費用

①ノルトライン・ヴェストファーレン州

「ノルトライン・ヴェストファーレン州政府の印刷物及びオンラインメディアの費用」¹⁴⁷に各省の印刷物とオンラインメディアの費用が提示されている(期間:2013年12月から2015年3月初め)。以下は州財務省の印刷物とオンラインメディアの費用の内訳である。

図表 132：ノルトライン・ヴェストファーレン州政府の広報費用

種類	内容 (タイトル)	発行部数	費用 (印刷、発送) 単位：ユーロ
印刷物	パンフレット「納税者への税アドバイス」	20,000	9,469.50
	印刷・ウェブサイト用データ		841.81
	パンフレット「事業開始者への税アドバイス」	15,000	13,165.28
	印刷・ウェブサイト用データ		1,870.68
	折りたたみパンフレット「事業開始者への税アドバイス」	25,000	1,498.00
	パンフレット「障害者及び高年齢者への税アドバイス」	20,000	5,767.30
ページ ホーム ジ ム	ウェブサイト作成・技術データに関する費用		74,000.00

出所：「ノルトライン・ヴェストファーレン州政府の印刷物及びオンラインメディアの費用」を基に日本総研作成

②ヘッセン州

2017年度の州予算では財務分野の出版物・資料・広報に関しては、26万4,600ユーロである。

③バイエルン州

財務省の出版物・資料・広報だけの費用は公開されていない。

¹⁴⁷ 2016年8月10日発表 「印刷物及びオンラインメディアでの広報費用」

<https://www.landtag.nrw.de/Dokumentenservice/portal/WWW/dokumentenarchiv/Dokument/MMD16-12669.pdf>

4-3-2. 税務広報に対する評価方法

(1) ノルトライン・ヴェストファーレン州

税務広報と税務署員の実績を評価し、その結果を反映させるために、ノルトライン・ヴェストファーレン州では「税務署のサービス」に関するインターネットアンケートが毎年行なわれている。昨年は2016年4月4日から2016年12月31日まで第7回目のインターネットアンケートが行われ、結果は州財務省のホームページに発表される。モニターがアンケート専用ホームページ¹⁴⁸から匿名で入力し、10分ほどで回答できる。以下が主な質問内容である。

- ・ 税務署職員の対応サービスへの満足度
- ・ 電話相談と電話での連絡性
- ・ 電子納税システムの使いやすさ
- ・ 税務署の開館時間について
- ・ 税務局の販売しているオンライン申告用のCDについて

2013年1月に公開されたアンケート調査（Bürgerbefragung der Finanzverwaltung NRW Ergebnisse Land NRW）¹⁴⁹の概要及び結果は以下の通りである。

【調査実施の概要】

1. アンケートテーマ：税務署のサービス度
2. アンケート期間：2012年2月14日 ～ 2012年10月14日まで
3. アンケート方法：インターネットでアンケート専用ページから入力
4. 対象者：ノルトライン・ヴェストファーレン州に住む納税者
5. 回答者数：13,854人（納税通知書保持者の0.28%）

【調査結果】

税務署への満足度は65パーセントで、税務署職員への満足度は協力的、親切で専門知識があると75パーセントであった。アンケート参加者の32パーセントは60歳以上であり、結果は一般的に納税者から肯定的であった。しかし申告用紙の説明が理解しにくいことと納税通知書の理解解釈が困難なことへの批判があった。また勤労者からは特に税務署の開館時間の問題と税金に関する新情報の充実が望まれた。

(2) バイエルン州

2005年に税理士及び税務署のサービスセンターの利用者にアンケートを行なった事がある。

¹⁴⁸<https://open.nrw.de/content/finanzverwaltung-des-landes-nordrhein-westfalen-ruft-zur-buergerbefragung-auf>

¹⁴⁹https://www.finanzverwaltung.nrw.de/sites/default/files/asset/document/buergerbefragung_2012_bericht_land_nrw.pdf

るが、その評価結果は公表されていない。その後バイエルン州ではアンケートは行なわれていない。アンケート調査が継続して実施されない理由として、費用が問題であるとの回答であった。

(3)民間機関による評価

民間の機関である納税者サーバー（**Steuertipp**）¹⁵⁰のサイトで納税者に所得申告、税に関する法律、納税額の計算、電子申告、税一般に関する相談・助言を提供している。またこのサイトではドイツ国内の「税務署のサービス」に関するインターネットアンケートを行なっている。その結果を公開し、これにより税務署員のサービスの向上を動機づける効果を期待している。2016年2月に公開された「税務署のサービス」に関するアンケート調査¹⁵¹の概要及び結果は以下の通りである。

【調査実施の概要】

1. アンケートテーマ：税務署員のサービス度
①対応の親切さ②事務の敏速さ③電話等での連絡性
2. アンケート期間：2015年一年間
3. アンケート方法：インターネットのサイトで入力
4. 対象者：納税者
5. 回答者数：10,000人（各税務署に最低15人の回答が必要）

【調査結果】

ドイツ国内552の税務署のうち、各州のベスト3と全国でベスト10の税務署を公表した。サービスの満足度の平均値は5点で3.9であった。
納税申告書の提出から通知までの必要日数はブレーメン市で最長87日で、バーデン・ヴュルテンベルク州では36日であった。2012年には平均必要日数71日であったが、今回は55日になり、税務署でのサービスは重要であると考えられる税務職員が増加したことも、こうした成果の要因であると分析している。

¹⁵⁰ <https://www.steuertipps.de/>

¹⁵¹ <https://www.welt.de/finanzen/article151687182/Das-sind-die-besten-Finanzaemter-Deutschlands.html>

4-3-3. 税務広報の現場の様子

(1) バーデン・ヴュルテンベルク州プフォルツハイム市の税務署

図表 133： 税務署内のオンライン申告を勧めるプラカード



出所：現地訪問時に撮影

図表 134： 申告書の提出用投書箱及び、税務官への進学案内プラカード



出所：現地訪問時に撮影

(2)ラインランド・プファルツ州マインツ市の税務署 (Mainz- Mitte)

図表 135: 税務署のサービスセンターへの案内 (左) と税務職員・税務官への進学案内 (右)



出所：現地訪問時に撮影

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

4-3-4.税に対する理解促進に向けた取組

(1)ノルトライン・ヴェストファーレン州

ノルトライン・ヴェストファーレン州では納税通知書に州財務大臣の添え状が同封される。

図表 136：州財務大臣の添え状の冒頭



「納税者の皆様、納税いただき感謝しております。皆様の所得税は児童生徒の教育、公共道路の整備や警察による安全保持等の公共事業に有意義に使用されています。例えば保育園園児の費用に毎月 830 ユーロ、国道 1 km に付き 430 万ユーロ、警察の無線装置付きパトロールカー一台 3 万 5000 ユーロ等です。納税は楽しいことではないが、意義のあることです。……………」

出所：ノルトライン・ヴェストファーレン州納税通知書

納税通知書に同封する形で、税金がどのように使われているかその透明性を強調し、これからも市民のために税務署のサービスの向上に努めたいという内容を記し、市民に納税の理解と協力を訴え、納税の意義を伝えている。

州財務省等の税務部門では、税務署でのサービス向上や、租税教室の開催に力を入れている。これらの活動は税務署のイメージ向上や税務署職員等での就職希望者を増やすことを目的とするとともに、人々の税に対する理解の促進につながるものでもある。特に租税教室の開催にあたっては、複数の州で税務職員を学校に派遣しており、理解促進に向けて重要な活動の一つとなっている。

4-4. 税務職員の育成

4-4-1. 資質向上に向けた取組

(1) 税務の専門知識・技術面

① バイエルン州

バイエルン州では税務官への定期的な教育研修を重要視し、租税専門分野及びその他一般分野において研修が行なわれる。

② ノルトライン・ヴェストファーレン州

税務職員・税務官に対する定期的な専門分野での教育研修が行なわれる。

③ ヘッセン州

州の税務職員・税務官への教育研修では、主要分野は税金専門分野であるが、オートメーション、職員指導、コミュニケーション、教育学、財政、監査、職場の健康管理の分野での教育研修が行なわれる。2017年度は約190種類の研修が予定されている。

各税務署でも税金専門分野でのテーマ別の教育研修が行なわれる。普通は2から3の授業時間単位で行なわれる。

④ ラインランド・プファルツ州政府税務局 (Landesamt für Steuern Rheinland-Pfalz)

州の税務官及び税務署職員への研修は年間800回、通算17,500日行なわれ、参加者は約9,000人である。研修をより多くの職員に受講させるため、各部署で研修が行なわれるように、研修指導者の教育(研修)も行なう。年の初めに「研修カタログ」が提示され、研修開催日3ヶ月前から最新情報をオンライン・ポータル「Lerning Solution」で調べることができる。税務職員は各自のパスワードを登録し、各部署の上司と研修担当者から助言を受けポータルで適切な研修への参加を決定する。

(2) 接遇面

接遇研修の状況は州によって異なるが、税務署にて接遇向上のための研修強化を行なっている場合がある。例えば、ラインランド・プファルツ州政府税務局では、ソフト・スキル(Soft-Skill)といわれるコンフリクト・マネージメント、職員管理、社会的能力、面接、電話での接遇のトレーニングが行なわれる。

4-4-2. 税務職員について

(1) バイエルン州

ドイツでは税務職員は公務員であり、終身雇用が原則である。(一般的に64歳から67歳まで)稀ではあるが公務員を辞め、一般の経済界(例えば税理士等)あるいは他の自治体に転職する場合があるが、これは税務官を始めて数年以内に行なわれるのが普通である。

(2)ノルトライン・ヴェストファーレン州

税務職員及び税務官は公務員であり、原則的には定年まで勤務する。

(3)ヘッセン州

ドイツでは税務職員は公務員であり、67歳までの終身雇用が原則である。2011年から2015年までの異動・退職の率は、中級税務官で1.70%、上級税務官で1.97%であった。

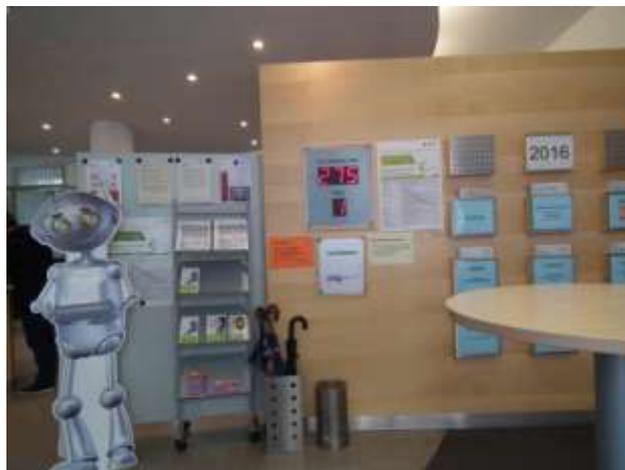
4-4-3.税の窓口の様子

図表 137：バーデン・ヴュルテンベルク州カールスルーエ市の税務署
(Finanzamt Karlsruhe-Stadt)



出所：訪問時に撮影

図表 138：ラインランド・プファルツ州マインツ市の税務署のサービスセンター



出所：訪問時に撮影

図表 139：マインツ市税務署サービスセンター受付（左）と個人相談ブース（右）



出所：訪問時に撮影

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

5.オーストラリア

〈要約〉

【税に関する国民意識】

- ・ シンクタンクの調査結果によると、回答者の 2/3 が他の先進国と比べてオーストラリアは税金が高い国であると認識していると同時に、半数以上が減税よりもサービスの充実による生活水準の向上を望んでいる。
- ・ オーストラリア・ナショナル大学等の調査でも、60%前後の回答者が公共サービスの政府支出を増やすべきだと回答しており、また、60%の回答者が現在の税制は比較的公平だと考えており、過半数の人が現在の税負担に納得感を持っていることがうかがわれる。

【租税・財政教育】

- ・ オーストラリアにおける租税・財政教育は、数学、経済、市民という3つの科目の中で教えられている。税に関する制度や税の意義についての説明にとどまらず、実際に納税する金額の計算を行う等、実践的な学習内容が多く含まれている。
- ・ オーストラリア政府財務局は、「税金、退職年金とあなた (Tax, Super + You)」というインタラクティブなオンライン学習サイトを開設している。
- ・ オーストラリア政府の「ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-2017」という枠組みにおいては、金融教育強化の一環として、租税に関する教育が取り上げられている。

【税務広報】

- ・ オーストラリア税務局では、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、SNS 等、様々な媒体を活用し広報活動を行っている。
- ・ 税務広報での ICT の活用を推進しており、個人宛への情報提供を充実させた結果、納期内納税率等を向上させることに成功している。
- ・ オーストラリア税務局では、税務局の各活動について評価する指標を定め、各種アンケート調査を行う等、評価・改善活動を積極的に行い、その成果を公表している。

【税務職員の育成】

- ・ 大卒程度の職員に対して幅広い分野の研修プログラムを提供しているほか、税務局内の2つの職場をローテーションすることで、納税者対応や金融分野の分析調査等を経験できるよう配慮されている。
- ・ その他にも、リーダーシップ研修等、職位に応じた研修制度が用意されている。

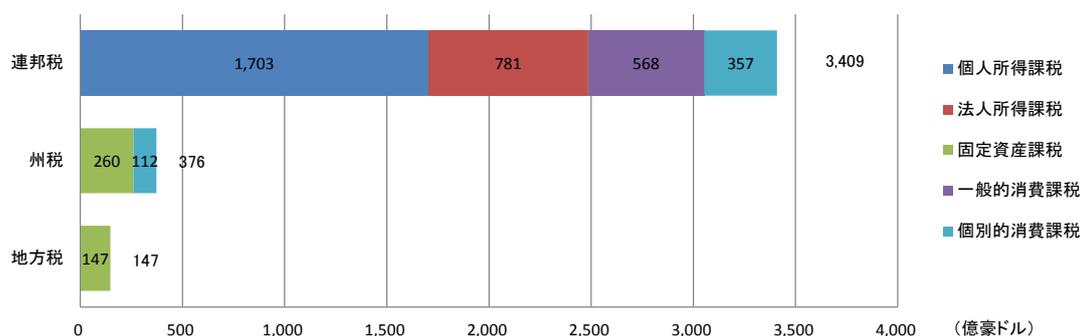
5-1.概要

5-1-1.税制の概要

連邦国家であるオーストラリアは、連邦政府、州政府共に課税権限があるが、基幹税である所得税は、連邦政府による統一的な課税が行われている。州税としては、従業員に給与を支払う雇用者に対する給与税（Pay roll tax）、土地の評価額に対して課せられる土地税（Land tax）、不動産に関し特定の取引を行った場合に課される印紙税（Stamp duty）等がある。消費税（GST）は、連邦政府によって課されるが、税収は州政府に対して交付される。州政府の下に位置する地方自治体が徴収する主な租税として、土地所有者の土地の評価額に対して課されるレート（Rate）がある。所得税を初めとする連邦税は、自己申告制度を柱としている¹⁵²。

オーストラリアは連邦税の割合が大きく、連邦税の税収は 3,409 億豪ドル¹⁵³である。内訳は、個人所得課税が 50%、次いで法人所得課税が約 23%、一般的消費課税が約 17%等となっている。州税は、376 億豪ドルであり、約 70%が固定資産課税である。地方税収は固定資産課税の 147 億豪ドルである。

図表 140：オーストラリアの連邦・州・地方税収の内訳（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

また、退職年金制度（superannuation:スーパーアニュエーション）は、税制と密接に結びついており、政府税務局(Australian Taxation Office:ATO)の施策の大きな柱になっている。スーパーアニュエーションの積み立てには、税制の優遇がある¹⁵⁴。

¹⁵² 税大ジャーナル 14 2010/6「オーストラリアにおける税制と税務行政」
http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/14/pdf/14_08.pdf

¹⁵³ なお、本章では税額等をオーストラリアの通貨単位（豪ドル）にて表記する。2017年3月の為替レートは、1豪ドル=86円である（出所：日本銀行「報告省令レート（平成29年3月分）」を基に算出）。

¹⁵⁴ オーストラリアの年金制度は2階建てとなっており、1階は税方式の老齢年金（Age Pension）、2階は事業主の強制拠出と被用者の任意拠出による退職年金基金（superannuation）という構造である。スーパーアニュエーションの加入者は、自らが選択した年金基金に口座を開設し、基金が用意している個別の運用商品を選択する仕組みになっている。

ニッセイ基礎研 report http://www.nli-research.co.jp/files/topics/38305_ext_18_0.pdf

オーストラリアの所得税は、自己申告制度をとっている。日本とは異なり、被雇用者であっても自分で納税申告を行わなければならない。ただ、何をどれだけ控除できるか等の規定が複雑で、制度も頻繁に変わる事等から、税理士等に申告手続きを依頼する人が申告全体の74%を占める¹⁵⁵。

図表 141：所得税の申告方法

税理士等を通じて	74%
e-Tax (2016年に my tax と改称) 利用	22%
申告用紙を使用	4%

出所：オーストラリア政府税務局「Taxation Statistics 2012-2013」を基に日本総研作成

税務局は、独立行政機関である税理士委員会 (The Tax Practitioners Board) ¹⁵⁶の登録者を選ぶように等納税者に注意を呼びかけている。納税時期には、ショッピングセンター等に納税コーナーが設置され、税務局の訓練を受け資格認定を受けたボランティアがその場でオンラインシステムにアクセスして、税理士より安い料金で申告代理サービスを行っている。

このように納税申告において、代理で申告手続きを行う税理士等の存在は大きく、特に所得税納税時期には、税理士と税務当局とのやりとりは頻繁に行われ、納税オンラインシステムにも税理士向けのポータルサイトがある。

納税申告は紙ベースで行うこともできるが、税務局は、myTax と呼ぶオンライン納税システムによる納税を推進している。実際にオンライン納税が増加しており、2015-16年における申告用紙による納税は4%である¹⁵⁷。これは、紙ベースで郵便でやり取りするシステムにおいて、家の郵便ポストから納税書類を盗み、納税者になりすまして税金の払い戻しを受けるといった詐欺が多く発生したことも一因といわれる¹⁵⁸。このため税務局は、税金詐欺に対する警戒を随時呼びかけている。

過去、税務局は、納税申告の時期 (7月から10月) に郵便局やニュースエージェント (ショッピングセンター等にある新聞、雑誌等を売る商店) にタックスパック (tax pack) と呼ばれる納税申告用紙と記入要領のセットを配布していたが、現在は税務局のサイトからダウンロードするか、電話をして取り寄せる必要がある。税務局は、オンライン納税の場合、2週間以内で税金の還付を受けられるが、郵送した場合は、50日 (休日を除く) 以内としている¹⁵⁹。

源泉徴収分から払い戻しを受ける者は多く、平均の払い戻しは2,112豪ドルであり¹⁶⁰、

¹⁵⁵ Taxation Statistics 2012-2013: 100 people
<https://www.ato.gov.au/About-ATO/Research-and-statistics/In-detail/Taxation-statistics/Taxation-statistics-2012-13--100-people/>

¹⁵⁶ 日本語名称は仮訳。 <https://www.tpb.gov.au/about-tpb>

¹⁵⁷ ATO 年次報告 2015-16 <https://www.ato.gov.au/About-ATO>

¹⁵⁸ 税理士からの情報提供による。

¹⁵⁹ ATO ウェブサイト <https://www.ato.gov.au/Individuals/Lodging-your-tax-return/>

¹⁶⁰ ATO 年次報告 2014-15 <https://www.ato.gov.au/About-ATO>

年内に還付を受けたいと思っている納税者は82%である¹⁶¹。

納税者は、税理士や資格者に手続きを依頼し、その代理人がオンライン納税システムを使って納税申告を行い、還付を受けるというケースが多いと考えられる。ただ、オンライン納税システムが普及し、使い勝手が良くなるにつれ、自ら納税申告の手続きを行う人が増えることが期待されている。税務局は、2015-16年次報告において、税務局の納税者アカウントを行政総合オンラインシステム myGov¹⁶²に接続した人は、460万人に達したとしている。

5-1-2. 租税に関する国民意識

(1) オーストラリア・ナショナル大学 (Australia National University: ANU) による調査

税金に対する国民の意識調査「税金と公平性 (Tax and Equity in Australia)」を定期的に行っており、直近は2016年2月から3月にかけて1,200名を対象にインタビュー調査が実施された¹⁶³。ポイントは、以下の通りである。

- ・ 51%の人が、財政赤字は最重要の経済問題とは考えていない。
- ・ 政府が選択できるとすると、55%が減税より社会福祉にもっと財政支出をすべきと考える一方、36%が社会福祉の充実よりも減税をするべきとしている。1987年には、65%が減税を、25%が社会福祉の充実を選ぶべきとしており、人々が減税より社会福祉のさらなる充実を望む長期的な傾向が見られる。
- ・ 財政赤字の削減のためには、37%が社会福祉以外の支出の削減を望み、25%が低所得者層への補償を伴う GST の増加を支持している。
- ・ 60%が、現在の税制は比較的公平と考えている。しかし、低所得層、高齢者、子供を持つ家族に対する税金は高く、多国籍企業、国内大企業及び高所得者層の税金は低いと考えている (90%が多国籍企業への課税が、80%が自国の大企業への課税が少なすぎるとしている)。

(2) シンクタンクの Per Capita による意識調査 (2012年)¹⁶⁴

毎年、成人を対象に税に関するオンライン調査を行っている。2016年の調査 (回答者: 1,412人) の結果の要約を以下に記す。

- ・ 65%の人が、公共サービスにもっと政府支出を増加すべきとしており、12%が削減すべきと考えている。
- ・ 64%の人々が、個人的には医療、高齢者介護サービスの充実にもっと税金を払ってもよいとしており、前年より12%増加している。また、47%が学校・大学・TAFE

¹⁶¹ ATO 年次報告 2013-14 <https://www.ato.gov.au/About-ATO>

¹⁶² myGov については 5-3-4. 税に対する理解促進に向けた取組の(5)にて後述。

¹⁶³ <http://politicsir.cass.anu.edu.au/sites/politicsir.anu.edu.au/files/ANUpoll-Tax-Equity-April2016.pdf>

¹⁶⁴ <http://www.percapita.org.au/research/per-capita-tax-survey-2016/>

(職業訓練校)の充実のために、43%が長期的な経済成長のために、もっと税金を払ってもよいとしている。これは、税金の支払いと教育、医療、インフラへの公共支出を結びつけているためと考えられる。

- ・ 公共サービスの充実のために税収を上げる方策として、政府がさらに借金をして支出の増大に対応することを良いとする人は3%にすぎない。70%近くの人が企業の課税回避を減らすべきとする。3分の2は、高所得者層への課税は少なすぎるとし、半分の人が所得上位5%への課税を増やすべきとしている。
- ・ 83%の人が企業の課税回避が税制全体の公平性に影響していると回答している。

(3)シンクタンク The Australia Institute の2012年3月調査¹⁶⁵

1,422人を対象にしたオンライン調査の結果の要約は以下の通りである。

- ・ 3分の2が、他の先進国に比べてオーストラリアは税金の高い国と考えている。
- ・ 半数以上が、減税よりサービスの充実による生活水準の上昇を望んでいる。
- ・ 半数以上が、全てのオーストラリア人が平等に公共サービスを受けるべきと考えている。

¹⁶⁵ <http://www.tai.org.au/content/australia-high-tax-country>
<http://www.financialliteracy.gov.au/research-and-evaluation/financial-attitudes-and-behaviour-tracker>

5-2. 租税・財政教育

5-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

(1) オーストラリアの教育カリキュラム

小学校準備課程から高校までの学校教育については、連邦国家であるオーストラリアでは、憲法上、各州が権限を持っている。学校制度については各州が権限を持っており、小学校教育の期間が6年の州と7年の州があることや、ハイスクールの期間を2つに分ける州もある等の違いがある。原則として中高一貫教育が行われているが、義務教育は小学校からハイスクールの前半までの期間の10年となっている。小学校入学前に1年間、小学校準備課程に通う場合が多い。

クィーンズランド州では、プレップと呼ばれる小学校準備課程が5歳の1年間、小学校が1学年（Year 1：6歳）から7学年（Year 7：12歳）まで、ハイスクールが8学年（Year 8：13歳）から12学年（Year 12：17歳）となっている¹⁶⁶。

オーストラリア政府は、オーストラリアの全ての子どもが、よく学び、自信をもって創造的な個人となり、活動的かつ知識のある市民になるように支援する義務があるとして、2008年よりナショナル・カリキュラムの開発・導入を進めている。小学校準備課程から10学年までのナショナル・カリキュラムは完成しており、順次各州にて導入されていく段階である¹⁶⁷。

各州政府教育省は、その権限の範囲内で、オーストラリアのカリキュラムを実施する責任がある。そのために、時間割、教室での演習、教材の選択・導入、ナショナル・カリキュラムの内容を実施する方法、達成の基準等について、各州独自のカリキュラムと調整することが求められる¹⁶⁸。

教科書の検定制度はなく、学校や教員が教材を選んでいる。教育内容の細部や教育方法については、政府や関係団体が多くの情報を提供している。学校や教員の裁量の範囲が比較的大きいと考えられるが、オーストラリア政府はさらに、その方向を推進するとしている¹⁶⁹。

(2) オーストラリアにおける租税・財政教育の位置づけ

オーストラリアの初等中等教育において、租税・財政教育にあたる内容は「市民」「数学」「経済」の3つの科目の中で教えられている。

国の学習指導要領にあたるナショナル・カリキュラムでは、中等教育において、主権者・

¹⁶⁶ JICA グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査

https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/comparative_survey01.html

¹⁶⁷ オーストラリア政府教育・訓練省（Australian Government Department Education and Training）による情報提供、オーストラリア・カリキュラム評価報告機構（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority：ACARA）
<http://www.acara.edu.au>

¹⁶⁸ オーストラリア政府教育・訓練省による情報提供。例えば、クィーンズランド州では、法定機関のカリキュラム・評価機構（Queensland Curriculum & Assessment Authority：QCAA）が、州内の学校のカリキュラム及び評価の開発について責任を持ち、シラバス、教材、評価基準等の情報を学校に提供している。現在、ナショナル・カリキュラムへ統合するための調整が進められており、クィーンズランド州のカリキュラムは、2020年にはナショナル・カリキュラムへの統合が修了するとのことである（QCAAによる情報提供）。

¹⁶⁹ <http://www.studentsfirst.gov.au/school-autonomy>

市民（公民）科目（Civics and Citizenship）の中で、民主的政府の価値、役割及び納税を含んだ「市民（公民）の責任」について必修で教えるとしている。

一方、ファイナンシャル・リテラシー（いわゆる「お金に関する知識・スキル」）と経済活動との関係における租税・財政教育は重要な内容と位置付けられている¹⁷⁰。10 学年までの義務教育期間では、「数学」の科目において、租税を含む実生活におけるマネーとファイナンスについて学び、「経済学及びビジネス」の科目において、政府が人々の生活水準を向上させるための政府の経済・金融政策の一環として租税が必修の内容として扱われている。

①市民・主権者教育

オーストラリアのナショナル・カリキュラムにおける市民（公民）教育、主権者教育¹⁷¹の目的は、以下の通りである。

図表 142：市民・主権者教育の目的

- ・知識、理解及びスキルを身につけ、行動する市民として、コミュニティ、国、地域、世界に参加する。
- ・歴史的な背景を含め、オーストラリアの自由・代議制民主主義、法制度と市民生活に関する知識と理解を深める。
- ・主権者としての権利と自由及び国内外における市民生活を高く評価する。これには、知識と責任感をもつ市民として行動し、オーストラリアの自由な民主主義を形作る価値と原理を考察することも含む。
- ・多文化かつ多宗教の社会であることに理解と高い価値を築き、人権と異文化間の理解を約束する。とりわけアボリジニーの人々、トレス海峡の島民の人々の経験を考慮し、オーストラリア市民としてのアイデンティティと社会参加について理解と価値を築く。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian Curriculum: Civics and Citizenship」を基に日本総研作成

ナショナル・カリキュラムにおいては、3 学年から 10 学年まで、市民（公民）教育・主権者について、段階的に教育が行われることになっている。7 学年から 10 学年にかけて（中等教育）、主権者・市民（公民）科目（Civics and Citizenship）の中で、民主的政府の価値、役割及び税を含んだ「市民（公民）の責任」について教えるとしている（必修）¹⁷²。

¹⁷⁰ オーストラリア教育・訓練省による情報提供。

¹⁷¹ オーストラリア・カリキュラム報告機構 (ACARA) www.acara.edu.au : The Shape of the Australian Curriculum: Civics and Citizenship http://www.acara.edu.au/docs/default-source/resources/shape_of_the_australian_curriculum_civics_and_citizenship_251012.pdf 及びオーストラリア政府教育訓練省による情報提供。

¹⁷² オーストラリア・カリキュラム評価報告機構 (ACARA) www.acara.edu.au The Shape of the Australian Curriculum: Civics and Citizenship

図表 143 : 市民・主権者教育の概要

学年	主な学習内容
3～4 学年	市民社会について多様な視野を徐々に広げていくことを学ぶ。 法律、規則、権力、政府、自由、協調的な意思決定、権利と義務、メディア等の概念を適切なレベルで学ぶ。
5～6 学年	近隣、国、地域、世界のレベルで、市民・主権者の概念を学び、アクティビティを通じて、政府、民主主義に関する知識と理解を深める。
7～8 学年	市民（公民）・主権者の価値、原理、制度についての知識、理解、認識を深める。オーストラリアの民主主義に基づく政治システム、憲法の役割、社会におけるメディアの大きな影響（ソーシャルメディアを含む）を学ぶ。
9～10 学年	議会や裁判制度、世界的な視野、政治的決定と市民の関与、市民の問題や政治的問題の解決について学ぶ。
11～12 学年	さらに幅広く政治や法律、国際的問題等の解決について、現在の複雑な生活を認識し、歴史や地理の科目との関連も考慮する。さらに世界的な視野と政治的な意思決定に関係する複雑な相互関係を理解する。10 学年までに学んだスキルを深めて、オーストラリアの法システム、民主主義と憲法、世界の政治状況、市民と主権者の問題を批判的に考える。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian Curriculum: Civics and Citizenship」を基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

②数学

1 学年～10 学年の数学 (Mathematics) の中の「マネーとファイナンスに関わる数学」について記す。

図表 144：数学 (Mathematics) の概要

学年	主な学習内容
準備課程～2 学年	数学を学ぶ基礎の期間。数学的な考えを身につける準備を行う。たとえば、数の概念、順序、量の理解、物の集合、位置、動き等を学ぶ。
3～6 学年	生活に関連した意味のある質的な数学の概念を学ぶ。数の延長として測定、幾何学、統計についても学ぶ。分数、小数を学び、数についての理解や統計的な考え方についての理解を深める。
7～10 学年	より抽象的な概念に重点をおき、より複雑な数学の考え方を学ぶ一方で、生徒に数学の概念を現実の状況に適用させ、その関係に興味を持たせる。代数の効用を理解し、代数のモデルとその適用や幾何学について、また、様々なデータの意味とその利用について学ぶ。数学の概念の理解を深め、その概念相互の関係を学習する。ナショナル・カリキュラムでは、数学の必修は 10 学年までだが、さらに勉強したい者にその継続が可能になるような内容にする。
11～12 学年	後期中等教育にて教える数学のコースとして、以下の 4 種類がある。 ① 日常の仕事や生活上の問題を数学的に考える力をつける。 ② 大学での勉強の準備として勉強する。ビジネス、金融、確率、統計、応用代数等が含まれる。 ③ 数学を深く勉強したいという生徒、大学で数学を専攻したい生徒向けのコースとしてグラフ、関数、微積分、分散と統計等を学ぶ。 ④ 数学に非常に深い興味を持つ生徒、大学で数学や工学を学びたいという生徒向けのコースとして、複雑な数学、ベクトル、三角法、運動学、機械学等を学ぶ。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian Curriculum: Mathematics」を基に日本総研作成

③経済

5 学年～10 学年の「人文科学と社会科学」(Humanities and Social Science) の分野において、経済学とビジネス (Economics and Business) の科目が必修となっており、政府の経済政策について学習する。たとえば、10 学年では、生活水準を向上させるために、生産性向上の施策、訓練、労働力開発、租税、就業ビザ、移民、国債の売買等の政策オプションのうち、最適な財政政策・金融政策の選択について学ぶ¹⁷³。

¹⁷³ オーストラリア教育・訓練省及びクィーンズランド教育・訓練省による情報提供。

図表 145 : 「経済とビジネス」 (Economics and Business) の概要

学年	主な学習内容
準備課程～4 学年	正式な学習課程ではないが、家族やコミュニティにおける生活や他の学科の学習を通じて、経済・ビジネスの初歩的な概念に触れることが期待される。
5～6 学年	個人、地域、州から国、世界における経済・ビジネスの基本的な概念を学ぶ。選択の概念を学ぶ。個人や地域における現代の経済・ビジネスの問題についての考えを事実に基づいて話し合う能力を形成する。消費者、労働者、生産者の相互依存関係や個人のファイナンスの意志決定や基本的なビジネスの仕組み等を学び始める。
7～8 学年	コミュニティ、ビジネス、経済生活の主体として自分をとらえ、地域、国、世界の社会問題、環境問題、人権及び倫理問題を考える。引き続き、経済・ビジネスの基本的な概念の理解を深め、それによって、地域・国・世界における現実の問題に適用できるようにする。
9～10 学年	引き続き、世界、国、コミュニティ問題への理解を深め、より複雑な現代の課題に取り組む。地域及び世界的視野を持って経済・ビジネスの分野で複雑な依存関係があることを学ぶ。関連する情報やデータを調査、分析し、仮説や提案を示すこと、証拠を提示して議論することを学ぶ。この段階では、どこまで深めて学習するか、柔軟に対応する必要がある。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian Curriculum: Economics and Business」を基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

5-2-2. 租税・財政教育の概要

(1) 教育部門による租税・財政教育

クィーンズランド州の学校における租税、財政教育のカリキュラムにおいては、「基本数学」と「経済とビジネス」の学習分野において租税の概念を教えており、これらは必修の学習内容である。具体的には、7 学年から 10 学年の間に、政府が生活水準を向上させるために、どのような経済政策を行っているかを学ぶ。その際の要点は以下の通りである。

- ・ 生活水準の向上のために行う財政・金融政策の事例。例えば、生産性向上施策、就業支援、租税、就労ビザ、移民、国債の売買等。
- ・ 所得再分配を目的とする政府の施策。例えば、年金、若年層への手当、失業手当、医療や教育等のサービス等。
- ・ オーストラリアがアジア地域の経済成長をどのように支えるのか。例えば、APEC 会議への参加等。
- ・ 最低賃金、政府支出、租税等、生活水準を向上させるための政府サービス。

この他にも、外部効果の例（財・サービスの生産や消費に伴う費用や便益が第三者や社会全体の福祉に影響する）を学び、政府がインセンティブの付与や規制を行うことによって、どのように外部効果が価格に与える効果を抑えられるのか等を調べる。

10 学年の数学では、数学の知識を実生活の中で使う能力が不可欠とされている。例えば、重要な概念「比率」を理解することで、ガソリンの消費、利子の支払い、租税や人口増加等の実生活上の幅広い問題を解決するための概念を身近なものとして学ぶ。

11 学年のビジネス（Business Study）の科目では、ファイナンシャル・リテラシーとして、租税を含む財政・金融の基本的な概念や GST（消費税）の基本的な計算を教えている。

11 学年と 12 学年では、選択科目の「会計」、「経済」、「数学」、「社会・コミュニティ」の科目の中で、租税について教えている。

「経済」の科目では、市場と経済モデルの中での重要概念として、租税を取り上げており、また、現在のマクロ経済政策のトピックとして、政府の財政政策、金融政策の概念、財政運営の評価や理論を取り上げている¹⁷⁴。学校の定期試験の例として、政府が課税最低所得水準と限界所得税率を変更した場合、消費者、企業及びオーストラリア経済の安定に与える影響を論ずるものがある（実際に、2012-2013 年の政府予算では変更がなされた）¹⁷⁵。

クィーンズランド州は、オーストラリア証券投資委員会（The Australian Securities Investment Commission: ASIC）¹⁷⁶を通じて、オーストラリア政府とマネースマート・ティーチング・プログラムの提供（MoneySmart Teaching National Partnership）に合意し

¹⁷⁴ クィーンズランド・カリキュラム評価機構による情報提供。

¹⁷⁵ クィーンズランド・スタディ機構 (Queensland Study Authority) 現在はクィーンズランド・カリキュラム評価機構に統合。 https://www.qcaa.qld.edu.au/downloads/senior/snr_economics_10_syll.pdf

¹⁷⁶ ASIC の取組については本節 (3) 官民その他団体による租税・財政教育にて後述。

ており、マネースマート・ティーチング・プログラムは、オーストラリア政府の全額補助によって、州内の学校において利用されている¹⁷⁷。

学校現場においては、デジタル化されている学習指導要領にあたるナショナル・カリキュラムあるいは州のカリキュラムに従って教育が行われているが、教科書の利用や授業のスタイル等について、学校や教員に裁量が与えられている。あまり教科書を使わず、ディスカッションを中心に進める授業も珍しくない。

ある学校の政治（politics）の教員によると、8学年の最後に、自分たちの税金はどう使われているのかというディスカッションを行うことにしているということである。また、11学年の時、税金の計算を通じて所得税、消費税、メディケア税（Medicare Levy）を学ぶということであった¹⁷⁸。別の学校では、9学年の最後に、税金について1時間学ぶということであった¹⁷⁹。

また、授業におけるコンピュータの利用が進んでおり、ある学校では、低学年は教員のラップトップにインターアクティブのホワイトボードを接続して授業を進めており、インターネットへのアクセスも利用している。また、中・高学年では生徒一人一人がラップトップを使って授業が進められるとのことであり、このような形が一般的になっていると考えられる¹⁸⁰。

(2)税務部門による租税・財政教育

①オーストラリア政府税務局による租税・財政教育

ウェブサイトには教育ゾーン（Education Zone）を設け、「税金、退職年金とあなた：Tax, Super + You」というインターアクティブのオンライン教材を開発し、一般及び学校教育用に提供している。インターアクティブのプログラム、ビデオ、クイズを通じて、税金がどのように自分の日常生活に影響しているか、学ぶことができる¹⁸¹。

¹⁷⁷ QCAA による情報提供。教材の利用は任意である。

¹⁷⁸ Banksia Beach State School

¹⁷⁹ Ellenbrook Secondary College (Western Australia)

¹⁸⁰ Banksia Beach State School 教員からの情報提供による。

¹⁸¹ <http://www.ato.gov.au/General/Education-zone>

図表 146 : Tax, Super + You ウェブサイト



出所：オーストラリア政府税務局ウェブサイト（税金、退職年金とあなた：Tax, Super + You）

<インタラクティブのビデオクイズの一例>



- ・ 自分の部屋にいる女の子がそこにある物、たとえば、インターネットに接続しているコンピュータをクリックすると、その物が税金とどう関係しているかという問いと答えの選択肢が出るので、選ぶ。
 - 1 税金がかかっている。
 - 2 租税収入から補助がある。
 - 3 税金とは関係がない。
- ・ 正しいか間違っているかを示した後、正しい解答は1と2であるとしてその説明が続く。

- ・ 「租税収入の一部は、銅線ケーブルや光ファイバーのネットワーク等のインフラの整備に使われている。ほとんどの物品は、消費税（GST）10%がかかっており、インターネット接続も課税されている。」 こうして、インターネットへの接続は、税金収入からの補助があると同時に税金もかかっていることを学ぶ¹⁸²。

<「コミュニティと税金」ーインターアクティブ・アクティビティの一例>



- ・ 初めに、生徒は連邦・州・地方自治体の3つのレベルの政府が医療、ごみの回収等のサービスの責任をもつことを学ぶ。続いて、あるコミュニティに洪水の被害が発生したと仮定し、その危機的な状況において、地域の福祉、経済、環境を基準にして、適切に財源分配を行うことの難しさを学ぶ。このように、クイズやアクティビティを通じて授業や自習が進められる¹⁸³。

この教育ゾーンでは、オーストラリアの予算、税収と支出、税制の変遷、国、州、自治体の関係、税の種類等をわかりやすく説明し、税と退職年金の関係、納税者番号、納税申告、法人税、GST、退職年金についても扱っている。

誰でもオンラインでアクセスでき、登録すれば、クイズやフォーラムに参加できる。ナショナル・カリキュラムの7~10学年にリンクしており、どの学年のどの科目が関連しているかが一目でわかる¹⁸⁴。

政府税務局は、オーストラリア・カリキュラム評価報告機構（Australian Curriculum Assessment and Reporting Authority: ACARA）及びASICと同意書を交わしており、「税金、退職年金とあなた」は、2017年に正式にナショナル・カリキュラムの一部になり、電子化されたナショナル・カリキュラムには、「税金、退職年金とあなた」へのリンクがつ

¹⁸² <https://www.taxsuperandyou.gov.au/content/interactive-tax-and-you>

¹⁸³ <https://www.taxsuperandyou.gov.au/content/accessible-transcript-activity-a42-tax-your-community> 及び学校教員による情報提供。

¹⁸⁴ <https://www.taxsuperandyou.gov.au/>

例えば7学年のカリキュラムは以下を参照。
https://www.taxsuperandyou.gov.au/sites/default/files/Year_7.pdf

けられ内容を確認できるようになっている¹⁸⁵。学校において教員が授業に適した形で利用することが可能で、また、生徒が自宅でアクセスすることもできる。

(3)官民のその他団体による租税・財政教育

①ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-2017

オーストラリアにおける、ファイナンシャル・リテラシー教育の観点からの租税・財政教育の充実の基盤となっているのが、政府機関や企業・業界団体、NPO 等が連携して策定した「ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-2017」である。この策定の背景として、オーストラリア社会が成熟し、ファイナンシャル・システムが発展したことにより、ファイナンシャル・リテラシーが、消費者・投資者双方にとって、重要なスキルであることが認識されたことがある。コミュニティの中でファイナンスの知識・理解のあるグループとないグループで老後の生活資金の確保等に大きな差が生じているとのことである。

この戦略の推進にあたり、重要な役割を担っているのが ASIC であり、毎月、関係団体との連絡会議を開催する等戦略の中心的役割を担っている¹⁸⁶。

¹⁸⁵ 税務局年次報告 2016-17

¹⁸⁶ 2008 年にファイナンシャル・リテラシー財団の役割が ASIC に移されたことを受け、理事会の承認の下、ASIC が 2011 年にファイナンシャル・リテラシーに関する最初の戦略を策定していた。これを 2013 年に見直し、現在の戦略が策定された。

ASIC ウェブサイト <http://www.financialliteracy.gov.au/supporters/government>

図表 147：ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略
ファイナンシャル・リテラシー理事会

政府機関（例）	企業・業界団体（例）	コミュニティ・NPO 団体（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府証券投資委員会 (Australian Securities & Investment Commission) ・ 税務局 (Australian Taxation Office) ・ 福祉サービス局（仮訳） (Department of Human Services) ・ 社会福祉局（仮訳） (Department of Social Services) ・ オーストラリア準備銀行 (Reserve Bank of Australia) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ANZ 銀行グループ (ANZ Banking Group) ・ オーストラリア銀行協会 (Australian Bankers' Association) ・ オーストラリア小売クレジット協会 (Australian Retail Credit Association) ・ 退職年金協会 (The Association of Super Annuation Funds) ・ コモンウェルス銀行 (Commonwealth Bank) ・ ファイナンシャル・プランニング協会 (Financial Planning Association) ・ 保険ブローカー協会 (National Insurance Broker Association) ・ ウェストパック・デビッドソン研究所 (Westpac Davidson Institute) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10thousandgirl [若い女性向け団体] ・ 消費者法センター (Consumer Action Law Centre) ・ ファイナンシャル・カウンセリング・オーストラリア (Financial Counselling Australia) ・ ファイナンシャル・リテラシー・オーストラリア (Financial Literacy Australia) ・ ファイナンシャル・オンブズマン・サービス (Financial Ombudsman Service) ・ クレジット・投資オンブズマン (Credit and Investments Ombudsman) ・ アボリジニー・消費者援助ネットワーク (Indigenous Consumer Assistance Network) ・ The Salvation Army [チャリティ団体]

出所：ASIC ウェブサイトを基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

政府機関については、租税、金融、福祉関係の団体が、学校教育へのサービスや一般への情報提供を行っている。企業・業界団体については、大手金融機関、金融業界団体等が情報提供や学校教育へのサービス提供を行っている。コミュニティ・NPO 団体については、消費者団体、コミュニティサービス団体、チャリティ団体等が、それぞれターゲットとする層（中高生、若年層、低所得層、経済的問題を抱える人、特定地域等）に対して情報提供、研修、カウンセリング等を実施している。

以下、ファイナンシャル・リテラシー戦略に参画している機関による租税・財政教育の例を記す。

(ア) オーストラリア政府証券投資委員会 (Australian Securities & Investments Commission: ASIC)¹⁸⁷による租税・財政教育

ASIC はファイナンシャル・リテラシー向上の推進において重要な役割を果たしており、その活動の概要については以下の通りである。

1. 「消費者とファイナンシャル・リテラシー」の枠組み

2005 年の OECD の提言 を受けて作成された「消費者とファイナンシャル・リテラシー」の枠組みは、ASIC によって 2011 年に改訂されている。この枠組みの目的は、次の通りである。

- ・ 学校教育課程において「消費者とファイナンシャル・リテラシー」を位置付ける。
- ・ 「消費者とファイナンシャル・リテラシー」を生涯学習として支援する。
- ・ 小学校準備課程から 10 学年までの学校カリキュラムに組み込み、学習の向上を支援する。

この中で、学年ごとにファイナンシャル・リテラシーの学習ポイントが示されている。例えば 8 学年におけるポイントは次の通りである。

- ・ 実生活における消費者の権利と責任を検討する。
- ・ 現金、クレジットカード、先払い、オンライン等異なる支払い方法の長所と短所を検討する。
- ・ 広告やソーシャルメディアを使って消費者の意思決定に影響を与えるマーケティング戦略を説明する。
- ・ 政府とコミュニティのボランティア部門が、経済的な支援を必要とする人々へ援助を行うことの費用と効果を学ぶ。

¹⁸⁷ ASIC は企業、市場、金融サービスの規制を行う独立政府機関である。

また、選択科目となる 10 学年では、所得を得て税金を払うことが、広く経済と社会に対してどのような意義があるのかを学ぶことが一つのポイントになっている。

2. ナショナル・カリキュラムとファイナンシャル・リテラシー

最近、ナショナル・カリキュラムは、「消費者とファイナンシャル・リテラシー」を関連づけるポータルサイトを開設した。このサイトでは、政府税務局の「Tax, Super+You」のプログラム及び ASIC のマネースマート・ティーチング・プログラム等へのリンクが貼られている。マネースマート・ティーチング・プログラムは、学校を通じた金融経済教育を支援することを目的としており、授業教材の提供や教員向けの研修等を行っている。

3. ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-17 アクション・プラン

ASIC は戦略のアクション・プラン を定め、戦略全体の推進を図っている。例えば次のような取組を進めている。

- ・ 「消費者とファイナンシャル・リテラシー」の枠組みを 11 学年と 12 学年にも拡大することを働きかける。
- ・ マネースマート・ティーチング・プログラムの研修受講実績を少なくとも 20,000 人以上とする。
- ・ 学校の生徒を対象とする無料のワークショップを行う。
- ・ 教材の情報を携帯電話で扱えるようにする。
- ・ 家で「お金」の話をするように生徒の親に働きかける。
- ・ 政府が補助する他のプログラムやサービスの提供機関と協力する。
- ・ 戦略に参加する団体とプレゼンテーションの協力や情報の共有を行う。
- ・ 関係団体のネットワーク、フォーラム、ワークショップを通じて、協力関係を強める。
- ・ 国際的なフォーラムに積極的に参加する。
- ・ 引退した高齢者等に投資のリスク等について理解を深めるように働きかける。
- ・ 金銭問題を抱える人やハンディがある人に実用的な指導や支援を行う。
- ・ ファイナンシャル・リテラシーに関する調査を行う。
- ・ OECD の資料を使ってプログラムの評価を行う。

関係団体のフォーラムにおいては、戦略の進行状況のハイライトが示される。2015 年にシドニーで開催されたフォーラムでは、中心となっている約 150 の団体が参加した。

(イ)福祉サービス局

個人のファイナンスの管理についての情報提供、カウンセリングサービスを行っており、

税金滞納についての相談も受けている。

(ウ)コモンウェルス銀行 (Commonwealth Bank)

生徒のファイナンシャル・リテラシーを向上させるため、スタート・スマートプログラム (Start Smart Program) を小学生・中高校生・職業訓練校学生向けの3種類作成し、ワークショップの開催または学校への教材提供を行っている¹⁸⁸。

中高生の生徒向けのワークショップのトピック例

- ・ 初めての仕事
- ・ 従業員の権利と責任
- ・ 賞与
- ・ 課税基準額
- ・ 納税者番号と納税申告
- ・ 給与明細の確認

(エ)ウェストパック銀行のデビッドソン研究所 (Westpac Davidson Institute)

ウェビナー (2方向ウェブカンファレンス)、ビデオ、さまざまなツールを使って、個人のファイナンスを管理する方法を教える¹⁸⁹。

(オ)10thousandgirl (NPO 団体)

若い女性 (18~45 歳) を対象に、ファイナンシャル・リテラシーを向上するため、ライフ・プランの作成を指導する。有料でオンライン講座、ワークショップ、ローカル・グループへの参加等を提供する。学習のトピック例としては、「日常のお金管理」「保険の見直し」「投資と貯蓄」「個人的な借金の返済」「基本的な税金の理解」といったものがある。

②オーストラリア・ビジネス教育 (Business Educators Australasia: BEA) による租税・財政教育

ファイナンシャル・リテラシー戦略の外の民間団体として、オーストラリア公認会計士協会 (CPA) の関連団体であるオーストラリア・ビジネス教育 (Business Educators Australasia: BEA) がある。

政府税務局は、BEA 及びオーストラリア教育訓練省と協力して、「Tax, Super + You」の教材を開発した。また、BEA は、2011 年に改訂された「オーストラリア消費者及びファイナンシャル・リテラシーの枠組み」(National Consumer and Financial Literacy Framework) を推進し、ナショナル・カリキュラム及び教材の開発、提供にも関わってい

¹⁸⁸ <http://www.startsmart.com.au/home/startsmart-programs/>

¹⁸⁹ <https://www.davidsoninstitute.edu.au/>

る。生徒が 10 学年までに、連邦、州及び地方自治体の政府のそれぞれの性格とその政策の影響を理解、評価し、財政支出増加の乗数効果やどのようにオーストラリアの所得、生産及び雇用を向上させるかを説明できるレベルになることを目指すとしている¹⁹⁰。

③オーストラリア教育サービス (Education Services Australia) のサービスによる租税・財政教育 (市民教育的側面)

政府系の非営利団体であり、学校を始めとする教育機関へのサービスを行っている。教育に関する調査研究、カリキュラム・評価の開発、教材の開発・提供等を行っている¹⁹¹。特にデジタル教材スクートル (Scootle) は、ナショナル・カリキュラムに対応しており、ほとんどの州の学校で使われるようになっている¹⁹²。

また、市民 (公民) 教育のウェブサイト (Civics and Citizenship Education) を運営しており、市民 (公民) 教育に関する教材、情報、活動の機会提供や教員、学生、生徒の親等との連携を図っている¹⁹³。

(4)その他特徴的な租税・財政教育

オーストラリアは移民国家であり、移住して間もない成人移民に対して、オーストラリア政府は職業訓練校である TAFE (Technical and Further Education) において、無料の英語の授業 (Adult Migrant English Program: AMEP) を提供している。510 時間を上限に、オーストラリア全国の 250 校で授業が行われており、授業時間中には無料の保育サービスも受けられる。

このプログラムに付随して、永住権を獲得するための試験対策も行われており、その中で、市民権に伴う責任と権利、オーストラリア社会への参加、連邦、州、地方自治体 3 つのレベルの政府の役割と相互の関係についても触れられている。

オーストラリア政府移民・国境警備局 (Department of Immigration and Border Protection) は、オーストラリア市民権の試験の教材として、次の 3 つを柱にビデオを交えた情報提供を行っている¹⁹⁴。

1. オーストラリアとその人々
2. オーストラリアの民主主義、権利と自由

この中の「オーストラリア社会への参加」の部分に、納税がオーストラリアのコミュニティに貢献する重要な方法と位置づけている。税金が医療、教育、防衛、道路、鉄道、社

¹⁹⁰ <https://www.bea.asn.au>

¹⁹¹ <http://www.esa.edu.au/projects/>

¹⁹² <http://www.esa.edu.au/projects/scootle>

¹⁹³ <http://www.civicsandcitizenship.edu.au>

¹⁹⁴ <https://www.border.gov.au/Trav/Citi/pathways-processes/Citizenship-test>

会の安全のために使われており、働いて税金を納めることにより、こうした重要なサービスを支えることができる。州政府や地方自治体もサービスの提供のために課税を行っている」とある。

3. オーストラリア政府と法律

(5) 租税・財政教育の実施状況

税務局は、ウェビナーによって、あるいは学校への出前講座として、生徒や学校のスタッフに、Tax, Super + You の使い方、納税者番号、税金と退職年金、納税申告についてのセミナーを提供している。年次報告 2015-16 によれば、350 の学校にウェビナーあるいは訪問によって、サービスを提供した。

今後、政府税務局のインタラクティブのオンラインプログラム「Tax, Super +You」やビデオ提供を主とする ASIC の「Money Smart Teaching Program」の利用が今後、拡大していくと見られる。

また、金融機関が提供する学校用プログラムの例として、コモンウェルス銀行の「スタート・スマート・プログラム」は、2016 年に 595,369 人の学校生徒に教育を行った実績を持つ。このプログラムの 9～11 学年向けのプログラムの一つ Start Earning のワークショップは、45～60 分の参加型の授業で、課税基準額、納税者番号、納税申告を含め、働き始めると関わる税について学習する。ビデオやクイズ等様々なツールを使って、生徒たちが収入を得た際の生活について学習を行う。

このような授業を行うための教材を教員に提供することも行っており、そこには、レッスン用ビデオ、カリキュラムに対応したレッスンプラン、生徒が楽しみながら学べるアニメーション教材が含まれている。

ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略の年次報告 2014-15 において、戦略の進行状況 2014-15 の概要が報告されている。

- ・ ASIC のマネースマート・ティーチング・プログラムの研修に 4,000 人の教員が参加。
- ・ オーストラリアの学校の 1/3 が上記プログラムを利用。
- ・ コモンウェルス銀行のスマートスタート・プログラムに 30 万人の生徒が参加。
- ・ ASIC のマネースマートのウェブサイトには 500 万人がアクセス、15 万人が携帯等のアプリケーションをダウンロード。
- ・ 17 万人が政府人材サービス省 (Department of Human Services) のインフォメーションサービスに相談。
- ・ ANZ 銀行の マネーマインド (MoneyMinded) プログラムに 53,200 人が参加。
- ・ ナショナル・ファイナンシャル・カウンセリング・ヘルプライン (National Financial Counselling Helpline) に 14 万人が電話。

- ・ 12 万人がファイナンシャル・カウンセリング・オーストラリア(Financial Counselling Australia) による対面のファイナンシャル・カウンセリングを受ける。
- ・ ナショナル・フォーラム（ビデオ会議）に 850 人のメンバーが参加し、調査、プログラム、プロジェクトに関する情報交換を行う。

5-2-3. 租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

(1) 州政府による研修

一般的な教員の研修については、クィーンズランド州では、教育訓練省やカリキュラム評価機構が、カリキュラムの変更があった時等にワークショップを行っているということである¹⁹⁵。ある学校では、年 30 時間を研修時間の目安として、校内で科目のリーダーによる研修等に自由に参加するということである¹⁹⁶。

(2) オーストラリア教育・学校研究機関（Australian Institute of Teaching and School Leadership）¹⁹⁷による研修

オーストラリア教育・学校研究機関は連邦政府によって設立された公社で、連邦政府の補助金を受けて運営されている。新任教員の研修、校長のリーダーシップ研修等に力を入れているほか、様々な教材を提供している。

(3) その他官民の団体による研修

消費生活やファイナンシャル・リテラシーについて、ASIC を始めとした民間団体も含め、多くの団体が教員向けの教育研修をしている。オンライン研修が中心であり、ウェビナーと呼ばれるオンラインセミナーが行われている。その他にも、学校において出前ワークショップ、教材提供等を行っている。

ASIC では、ファイナンシャル・リテラシーの推進の重点を学校教育に置いており、そのために、学校教員に対してマネースマート・ティーチング・プログラムの研修及び教材提供する等の支援活動を活発に行っている。

オーストラリアの教員研修システムにおいては、教員は州ごとに登録を行い、最低 20 時間の研修時間の確保が保障されている。認定された研修のうち、どの研修を選ぶかは原則として教員が選択する。マネースマート・ティーチング・プログラムは、認定研修として認められている。

ASIC は、研修に参加してマネースマート・ティーチング・プログラムを利用するよう、学校の校長や研修担当教員に対し、フェイスブック、ツイッター、電子版ニュースレターで呼びかけている。研修は、会議等の機会に行われる対面の研修とオンラインによる研修があ

¹⁹⁵ クィーンズランド・カリキュラム評価機構（Queensland Curriculum and Assessment Authority: QCAA）による情報提供。

¹⁹⁶ Dolby State High School 教員による情報提供。

¹⁹⁷ <http://www.aitsl.edu.au/>

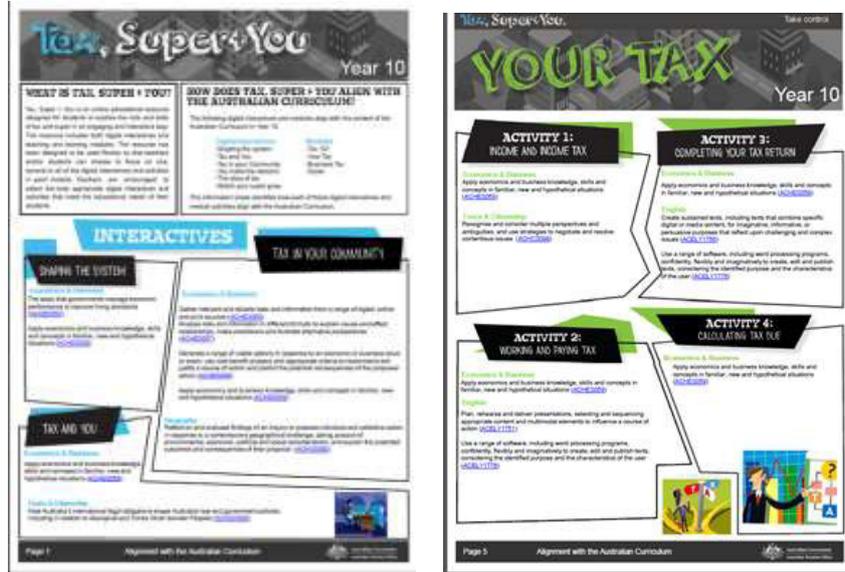
る。2時間の入門研修には、過去2年間で800人の教員が参加し、2011年から数えると20,000人の教員が受講している（5時間のオンライン研修の講座もある）。

この研修、プログラムは、数学、経済、ビジネス等の教科の教員に限定したものでなく、全ての教科の学習において、フィナンシャル・リテラシーの教育を織り込むことを目的にしている。例えば、日本語の授業において、日本でショッピングする場合に、外国の通貨の支払いという要素を盛り込み、語学の勉強の中にファイナンシャル・リテラシーの勉強も含まれるようにする、等である。

教員への教材提供は、ビデオ、オンライン教材等学年別に様々なトピックを用意している。現在、オーストラリアの学校ではICTの活用が進んでおり、インターアクティブなデジタル・ホワイトボードやタブレット等を利用し、オンラインで授業を進める場合も少なくないとのことである。

5-2-4. 租税・財政教育で用いられる教材例

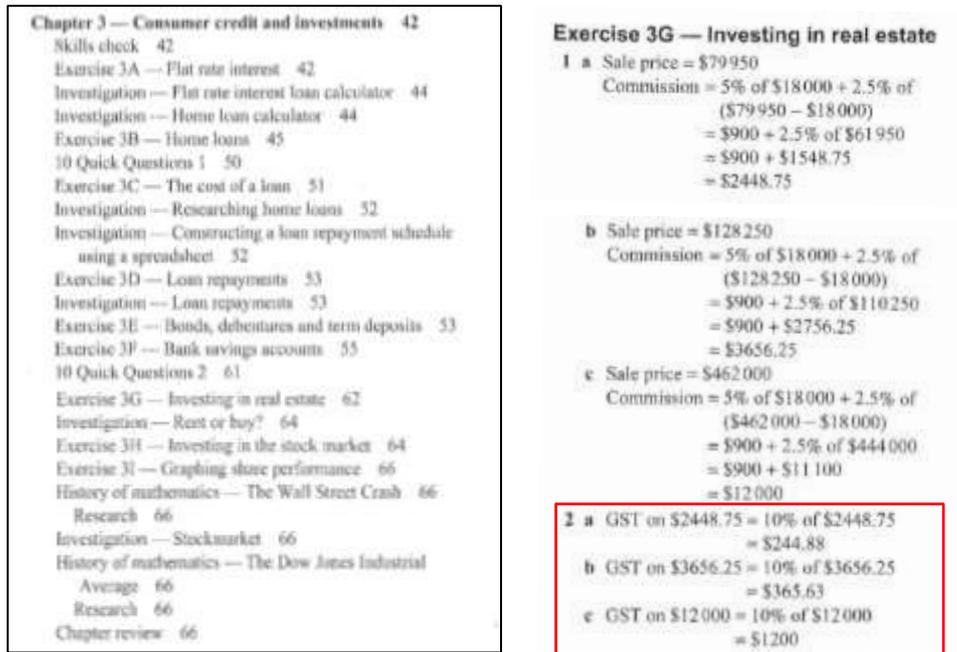
図表 148: 「税金、退職年金とあなた: Tax, Super + You」での教員向け授業ガイド (10年生向け)



出所: オーストラリア政府税務局ウェブサイト (税金、退職年金と君: Tax, Super + You)

図表 149: 数学の教科書の例

(左: 「消費者金融と投資」分野の目次、右: 不動産投資の際の課税についての計算)



出所: John Willy & Sons Australia 「MATHS Quest MATHS A FOR QUEENSLAND」

5-2-5. 租税教育を進める上での工夫点

市民科等の社会科系の科目のみならず、経済、数学といった科目において、実践的な学習を行っている。個人にとって具体的な税との関わりを学習することができ、生徒の税に対する理解を深める一助となっている。

オーストラリアでは、ファイナンシャル・リテラシー教育の重要性が認識されており、租税・財政教育もそうした金融、経済についての学習と合わせて近年充実が図られている¹⁹⁸。10 学年までの義務教育期間では、「数学」の科目において、租税を含む実生活におけるマネーとファイナンスについて学び、「経済学及びビジネス」の科目において、政府が人々の生活水準を向上させるための政府の財政・金融政策の一環として租税が扱われている。

政府税務局は、学校における租税教育に力を入れており、インターアクティブのオンラインプログラム「Tax, Super +You」によって教材提供、教員の研修等を拡大している。身近な経済活動を通じて、クイズやアクティビティを用いて税金について学ぶことができる。また、ASIC が提供する「マネースマート・ティーチング・プログラム」を利用する学校も増えており、実生活における個人のファイナンス管理について学べるようになっている。

また、金融機関や多くの民間団体もファイナンシャル・リテラシーの向上を目指して、学校教育への教材提供、教員研修等を行っている。ASIC が主導し、政府機関、企業・業界団体、NPO・コミュニティ団体が各々のプログラムを提供するナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略の進展に従い、提供される教材の利用が進むと考えられる。

さらに、ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略によって、政府機関、企業・業界団体、NPO・コミュニティ団体は、一般の人々やコミュニティに対しても多くのプログラムを提供しており、その利用の拡大が期待される。

¹⁹⁸ オーストラリア教育・訓練省による情報提供。

5-3. 税務広報

5-3-1. 税務広報の概要

(1) 租税に関する情報提供

税務局による広報の目的は、租税と退職年金制度に積極的に参加を促すことにより、オーストラリアの経済及び社会福祉に貢献することであるとしている¹⁹⁹。

オーストラリア税務局は納期の案内、税金の使途、税制度、税務局組織の規模・実績・特徴・目標等について広報活動を行っている。活動実績として、税込、管理費、タックスリターンの総額、個人納税者数、自営業者納税者数、大企業と多国籍企業数、退職年金に関するデータ等の公開を行っている。

情報提供の方法としては、申告書への同封説明書、納税領収書への同封説明書、政府税務局ウェブサイト、財務省ウェブサイト、TV、ラジオ、ビデオ配信、ソーシャルメディア、スマートフォン、タブレット向けのアプリケーション、地域図書館を利用した情報提供等、多様な機会を捉えて広報を行っている。また、政府税務局は、情報提供の電子化を強力に推進している。

2014年の納税時期に、税務局が YouTube で公開した電子納税申告の説明動画は 100 万回以上の視聴があり、フェイスブックの税金詐欺についてのお知らせには、240 万のアクセスがあった²⁰⁰。

図表 150：オーストラリア政府税務局の広報活動

広報媒体	種類	概要	実施時期
紙媒体	<ul style="list-style-type: none"> 納税領収書及び添付の説明書 ダイレクトメール（主に事業者向け） 	<ul style="list-style-type: none"> 領収書に「税金の使途を示すグラフ」を添付 	納税時期等
税務局ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 税務局広報の基盤 	<ul style="list-style-type: none"> 税務局全般にわたる情報（制度、手続き、事業活動実績等、動画が多数含まれる） 動画ニュース 長官スピーチ 個別テーマキャンペーンの展開 	常時
ラジオ テレビ	<ul style="list-style-type: none"> 納税状況や税務局の活動のお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> 長官によるお知らせ 個別テーマキャンペーンの展開 	随時

¹⁹⁹ 政府税務局広報担当からの情報提供による。

²⁰⁰ 政府税務局ウェブサイト

<http://www.ato.gov.au/About-ATO/Access-accountability-and-reporting-the-community/Our-effectiveness>

広報媒体	種類	概要	実施時期
ソーシャル メディア: フェイスブ ック ツイッター YouTube	・税務局の情報全般 ・注意喚起（詐欺について 等）	・税制度、手続き等の説明 ・税務局活動のお知らせ ・動画を多数利用 ・個別テーマキャンペーンの展開	常時
SMS	・個別納税者へのお知らせ	・納税時期のお知らせ（遅れがちな納税 者向け） ・納税申告の処理状況 ・納税申告の遅れた納税者に返済のオブ ションを提示	納税申告時期 等
電子メール	・個別納税者へのお知らせ	・納税者の myGov アカウント等に同上 のお知らせを送信 ・個別テーマキャンペーンの展開	納税申告時期 随時

出所：オーストラリア税務局ウェブサイトを基に日本総研作成

個別のテーマによるキャンペーンにおいては、複数の広報媒体が使われることが多い。税務局が 2014 年に行った退職年金（superannuation）についての 3 週間のキャンペーンを例にとる²⁰¹。退職年金制度は税制に深く関わっているが、女性の積立額が男性に比べて非常に少ないということが社会問題になっている。

図表 151：退職年金（superannuation）についてのキャンペーンでの広報活動

女性問題の会議や「女性の日」に合わせた広告
女性雑誌への記事掲載
税務局のウェブサイトにキャンペーンビデオを掲載（37,000 の視聴）
リンクトイン（LinkedIn）等の有料オンライン広告を利用
フェイスブックにキャンペーン掲載（14,000 の閲覧）
ニュースレター発信（190,000 通の電子メール）

出所：オーストラリア税務局ウェブサイトを基に日本総研作成

²⁰¹ 税務局ウェブサイト

(2)納税に関する相談・サポート体制

①オーストラリア税務局による納税に対する相談・サポート体制

政府税務局は、所得税納税申告時期（7月から10月）に、各地でボランティアによる納税支援サービスを行っている。税務局が訓練した資格のある地域のボランティアが、年間所得が50,000豪ドル以下の個人を対象に、オンライン納税システム myTax を使って申告を手伝う仕組みである。2016年には、40,000人がサービスを利用した実績がある²⁰²。

クィーンズランド州モートンベイ広域自治体では、2016年所得税納税申告時期（7月から10月）に、市内8か所の図書館でこうした支援を行った²⁰³。

②税理士に対するサポート

納税申告において税理士の果たす役割が大きいことから、ATO は、税理士に対する指導、支援を行っている。

2016年の初めには、新規に開業した者等250か所の税理士事務所を訪れて、実際にオンライン納税申告のやり方等実務の指導を行った。

また、2016年には、税理士が納税申告をするのに使われる新しいシステム「税理士納税サービス」(The practitioner lodgement service) が開発され、過去の納税申告データ等税務局のデータが税理士のシステムに提供され、税理士が容易に納税申告業務を行えるようにしている²⁰⁴。

③身近な場所に臨時オフィス (ATO pop up offices) ²⁰⁵

2016年の納税申告時期に、全国のショッピングセンター30か所に臨時オフィスを設置し、税金に関する質問を受け付けるとともにATOのデジタル・サービスの普及を図った。

(3)その他特徴的な普及啓発活動

①オーストラリア税務局によるICTを活用した広報活動の強化

オーストラリアでは、近年、納税を中心とする税務システムのデジタル化、オンライン化の進展が著しく、2015年には納税オンラインシステム myTax による申告が1,800万件に上り、460万人が税務局アカウントを myGov アカウントに接続した²⁰⁶。

デジタル化、オンライン化等新たなシステムによって納税が容易、確実、迅速になり、サービス向上につながるとして、納税者に理解を求め、その積極的な利用を促すことが、現在の税務広報の主たる目的の一つであると考えられる。

また、管理コストも大幅に削減し、2015年の削減額は2億9,770万豪ドルとしている²⁰⁷。

²⁰² 税務局年次報告 2015-16

²⁰³ Moreton Bay Regional Council ウェブサイト <http://www.moretonbay.qld.gov.au/libraries/tax/>

²⁰⁴ ATO 年次報告 2015-16 P35

²⁰⁵ ATO 年次報告 2015-16 P21

²⁰⁶ 税務局年次報告 2015-16

²⁰⁷ 税務局年次報告 2015-16

税務システムのデジタル化、オンライン化及び人々が日常的に使うメディアの変化に伴って、税務局の広報媒体も以下のように大きく変わりつつある。

- ・ ウェブサイト等における動画の多用
- ・ ソーシャルメディアの利用（フェイスブック、ツイッター、YouTube）
- ・ SMS、個人宛て電子メールを利用
- ・ 税控除のツール等携帯やタブレットの利用を便利にするアプリの提供とその使い勝手の向上
- ・ ボイス認証等のセキュリティの向上

デジタル化、オンライン化により、納税者に対するアドバイスや手引きも個人の状況に合わせて行うことが容易になっている。2015-16年の納税時期には、50万人以上の個人納税者に対して申告手続きが終了し、納税額が確定したことが通知されている²⁰⁸。

政府税務局は、納税申告を容易にするための施策として、スマートフォン、タブレット等のアプリの普及、税控除を計算するツールや安全なボイスプリントのシステムの導入、同業のビジネスとの比較データが見られること等を挙げている²⁰⁹。オンライン申告をした後は、トラッキングすることもできる。より簡単に納税や退職年金のオンラインシステムを使えるよう、常に最新の情報技術の導入を図るとしている。

ATO のウェブサイトは「税制度への積極的な参加の促進」として、人々が容易に参加できるようにすること及び最新のサービスを提供できるように IT システムに投資することが重要としており、次の点を挙げている²¹⁰。

- ・ 税金の支払いをスムーズにするために、通知の表現等を変えて納税者とのコミュニケーションを改善する。実験的に、督促状に「ほとんどの納税者は全額払っており、債務を払わない者はコミュニティに対して義務を果たしていない」という文を入れるとともに「もし直近の 7 日以内に満額を支払っているのなら、この通知を捨ててください」と表現を入れると、納付率が数%上昇することがわかった。
- ・ 政府のデジタル化戦略に従って、紙からインターアクティブのオンラインのコミュニケーションに移行する。
- ・ オンライン納税の場合に一部データを入力しておいて納税者の申告の手間を少なくしたり、アドバイスの手紙によって納税者の行動を変化させる。
- ・ フェイスブック、YouTube 等ソーシャルメディアを積極的に活用して、納税時期等に直接、人々に納税手続きに関する情報やキャンペーン情報を送るほか、常時、税サービ

²⁰⁸ 税務局年次報告 2015-16、Performance Reporting

²⁰⁹ 税務局ウェブサイト <https://www.ato.gov.au/general/online-services/ato-app/>

²¹⁰ <http://www.ato.gov.au/about-ato/access,-accountability-and-reporting/informing-the-community>

スについて教育を行っている。これによって、コミュニティがより有用な情報を得て租税システムに容易に参加することが可能になり、強制的な処置や煩雑な手続きを減らすことになっている。

- ・ 実際に、納税オンラインサービスの利用や SMS 等デジタルのメディアによって早期に納税者に連絡することにより、納期内支払率の向上や税債務の減少が見られているとする²¹¹。

環境の変化に対応して、オーストラリアの税務システムはデジタル化、オンライン化といった大きな変革に挑戦している。2014 年を区切りに、新たな方向へと進みつつある税務行政において、税務広報は大変重要な役割を担っている。納税者の一層の理解を求めていく必要があることから、税務行政がどのように変化し、納税者にとって税務サービスがどのように向上するのか、税務局はウェブサイトにおいて長期的な変化の展開及び 2015 年以降の年ごとの施策を示している²¹²。こうした変化に伴い、問題が発生することもある。2017 年 2 月上旬には、ハードウェアの問題により税務システムがダウンし、週末をはさんで復旧に数日を要した。2016 年 12 月にもシステム・ダウンがあり、大きな問題となった。デジタル化、オンライン化の推進には、そのシステムへの信頼性を確保する広報が欠かせない。さらに、高齢者等こうした変化に対応するのが難しい納税者への配慮も必要であり、今後具体的な施策を講じることが求められている。

長期的なビジョンを基に、段階を踏んだきめ細やかで多様な広報戦略がさらに必要とされていると考えられる。

²¹¹ 政府税務局年次報告 2015-16 実績報告 <https://annualreport.ato.gov.au/>

²¹² 税務局ウェブサイト

<https://www.ato.gov.au/About-ATO/About-us/Reinventing-the-ATO/Program-blueprint-summary/>

図表 152：租税と退職年金システムの進化に向けた青写真

	1986年以前	1986-2014年	2020年以降に向けて
環境	PCなし インターネットなし TVと印刷物	PC インターネット・携帯電話 人々の期待が変化	グローバリゼーション デジタル経済 ソーシャルメディア コミュニティの期待が急速に変化
税務行政	ATOの評価 (全ての情報開示に基づく)	自己評価 (正確・適正なステートメントに基づく)	新たな自己評価 (統合デジタルソリューション、より強固な関係)
顧客対応	窓口、郵便、電話	コールセンター 現場サービス デジタル・サービス開始	適正なサービス・適正なタイミング
行政の姿勢	基準を設定し、収入を確保する	相互の義務に合意し、収入を確保する	コミュニティの基準と期待をふまえて、納税者の正確な税の支払いを確保する
職場のあり方	個人、厳格な手続き、規定に重点を置く	チーム、多様なスキル、厳格な手続き及び規定により重点を置く	個人とチームによる柔軟で高めあうネットワーク
組織形態	地域別の部局	マーケット別の部局	顧客全体、政府全体、税務局全体
主たる媒体	紙に記録	紙から電子媒体へ	統合デジタル・ソリューション
ビジネス・デザインの主眼	内向き	コミュニティの声を聴く	手続き等を容易にして、積極的な参加を促進
リスクの考え方	リスクを許容しない	リスク回避	適切なリスク管理
リスクの取り扱い	リスクによって区別せず、ランダムに選ぶ	コンプライアンス・モデル及びリスク選別基準による	それぞれのリスクに合わせて適切に対応する
コンプライアンスの重点	100%評価	リスクに基づいて確認し、監査する	自主的なコンプライアンスの増加

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

上記表に記されているように、税務行政や顧客対応等において ICT を活用し、より迅速で、個人に対して最適化したサービスを提供できるよう改善を進めている。

(4) 租税・財政教育に対する予算・費用

ATO 年次報告 2015-16 によると²¹³、同年の税務広報にかかった費用の総額は約 650 万豪ドルであり、内訳は下記の通りである。

図表 153：2015-16 年の税務広報費用内訳（抜粋）

(単位:豪ドル)

広告費合計	\$62,674
(内)“Aggressive Tax Planning”キャンペーン66	\$19,690
ダイレクトメール費合計	\$1,127,238
(内)一般出版物発送	\$1,111,885
各種メディアを使ったキャンペーン費合計	\$1,987,144
(内)オンライン納税申告キャンペーン(2015)	\$219,985
(内)ATOアプリキャンペーン	\$49,855
市場調査費合計	\$3,359,158
(内)ATOスタッフのデジタル能力調査	\$152,460
(内)公平性の認識調査2016	\$411,114
(内)デジタル化推進戦略第2段階	\$140,360
(内)納税者コンプライアンス行動調査	\$138,067
総費用合計	\$6,536,214

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

この費用を前年及び前々年と比較すると²¹⁴以下の通りであり、過去3年間、広告費、ダイレクトメール費、メディア・キャンペーン費が急減し、総費用も大きく減少している。

図表 154：広報活動費用の推移

(単位：豪ドル)

	2013-14	2014-15	2015-16
広告費	\$146,725	\$135,078	\$62,674
ダイレクトメール費	\$4,637,535	\$3,866,520	\$1,127,238
メディア・ キャンペーン費	\$7,408,045	\$2,328,051	\$1,987,144
市場調査費	\$1,537,012	\$1,514,484	\$3,359,158
総費用合計	\$13,729,317	\$7,844,133	\$6,536,214

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

5-3-2. 税務広報に対する評価方法

税務局は、2015-16 年次報告書に年次実績一覧表（Annual performance statement）を載せている²¹⁵。

²¹³ 政府税務局年次報告 2015-16 <https://annualreport.ato.gov.au/Appendix9>

²¹⁴ 税務局年次報告 2014-15 及び 2013-14 <https://annualreport.ato.gov.au/Appendix9>

²¹⁵ <https://annualreport.ato.gov.au/02-performance-reporting> (その規準は、ATO Corporate Plan あるいは Portfolio Budget Statement による)

税務局の活動は、「人々が容易に参加できるようにする」「今の時代と各人に適合したサービスを提供する」「目的を果たすとともに敬意をもった関係を築く」「生産性の高いプロフェッショナルの組織とする」ことを目指している。

その目的に照らして、「信頼性の高さ (integrity)」「自発的な参加 (willing participation)」「収入 (revenue)」「生産性 (productivity)」といった観点から実績評価を行っている。税務局はこうした評価をするために主に委託調査を行うとともに、調査に参加する人も募集している²¹⁶。評価のために行う調査としては、「税務局の公平性に関する納税者意識調査」「納税者の行動調査」「納税者等の経験調査」「納税者等からのフィードバック調査」「コミュニティ意識調査」といったものがある。これらの調査結果の一部はウェブサイトや年次報告に掲載されている。

<「税務局に対する認識」の調査>

2015-16 の調査は、4,002 人のボランティアに対し、2015 年 3 月から 2016 年 1 月にかけて電話インタビューにより行われた。主な結果は以下の通りである²¹⁷。

- ・ 74%の納税者、67%の税理士は、税務局のサービスに満足している。
- ・ 最近受けたサービスについての評価が、よい結果に影響している。
- ・ 2014 年から 2015 年にかけての調査では、過半数が税務局を高潔で信頼できると考えている。
- ・ 2015 年後半には、満足する人の割合が低下したが、それは直近にサービスを受けていない人による評価が影響していると分析している。
- ・ 前年度に比べて満足度が 2%低下したが、この理由の一つとして、巨大な多国籍企業の課税回避についてメディアが取り上げ、議論があったことが影響したと分析している。
- ・ 電話による解決率の低下やウェブサイトの一部と携帯アプリの満足度が若干下がっている。
- ・ ウェブサイト全体の満足度は 2014 年以降、上昇している²¹⁸。

この結果を受けた対策として、ウェブサイトの改善を進め、オンラインサービスの向上を図るとしている。具体的には、「ウェブサイトの自動応答システムの改善」「ウェブサイトのデザイン一新」「ナビゲーションシステムの改善」「携帯電話の使い勝手の改善」「動画ソフトの改善」「検索機能の向上」といった改善を行っている。

また、多国籍企業の課税回避の問題については、特別チームを結成して対策を図り、こう

<https://www.ato.gov.au/about-ato/about-us/in-detail/strategic-direction>

²¹⁶ <https://www.ato.gov.au/About-ATO/Research-and-statistics/Current-research-projects/>

²¹⁷ <https://www.ato.gov.au/About-ATO/Research-and-statistics/In-detail/Annual-research-ATO-Corporate-perceptions-survey--2015-16/>

²¹⁸ [https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/CR/downloads/2015_Annual_SCP_report_\(3\).pdf](https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/CR/downloads/2015_Annual_SCP_report_(3).pdf)

した問題に強い態度で臨むことにより、税制度に対する人々の信頼を確保するとする。さらに、この調査の結果は、税務局の「次なる創造へ向けての青写真」(Blueprint for reinvention、図表 152)²¹⁹に反映させるとしている。

<税務局のプロフェッショナルリズムについての調査 2012-13>

税務局職員のプロフェッショナルリズムに満足する人の割合は前回調査時に比べ、2012年の11月には2%上昇し、それから2013年の5月までにさらに2%上昇した。「税務局職員は忍耐力があり、丁寧で敬意をもって接し、明快な説明とやりとりをする。そして、プロフェッショナルで適切なやり方によって、納税者を安心させる」という評価である。

納税者への対応力をさらに向上させるため、次のような取組を行うとしている。

- ・ 新たなサービスを開発する。
- ・ 各納税者に適したやり方で見直しを行う。
- ・ 特別な情報について、納税者にわかりやすい説明を行う。
- ・ ウェブサイトの内容とナビゲーションを改善する。
- ・ 納税者の技術的な問題の理解に注意を払う。
- ・ 迅速に苦情処理を行う。
- ・ 税理士への最新ニュース提供方法を改善する。

<納税システムのデジタル化に関する意識調査 2015-16>

納税システムのデジタル化については、2015年11月から2016年1月にかけて一般から意見を募り、1,003人の意見を得た。それによると、「導入は徐々に行うこと」「立場の弱い納税者を支援すること」「デジタル・サービスを受けることのできない人には、それに代わるサービスを用意すること」等の意見があった²²⁰。

それを受けて税務局は、デジタル化のメリットを納税者に理解してもらえるよう、コールセンターや窓口業務に従事する職員に向けて研修を行った。さらに、中小事業者に訪問あるいは電話により、デジタルサービスの使い方を説明した。デジタル化への対応が難しい人々には、従来のやり方での納税も継続して行えるようにしている。

²¹⁹<https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/CR/downloads/program-blueprint-summary-march-2015.pdf>

²²⁰政府税務局年次報告 2015-16 <http://lets-talk.ato.gov.au/Digitalbydefault>

図表 155：評価結果の例

<信頼性の高さの観点から>

評価規準	(%)		
	2013-14	2014-15	2015-16
コミュニティのATOへの満足度	-	76	74
争った場合の公平性	-	50	55
プロフェッショナリズム (受けた意見・評価に適切に対応する)	53	52	54
組織—職員の取組レベル	-	50	55

<自発的参加の観点から>

評価規準	(%)			
	2013-14	2014-15	2015-16	
容易さ(ATOへのアクセスは容易と思う人の割合)	サービス	72	70	78
	情報	73		
受け取ったデータすべてをデジタル処理する	-	-	96	※所得税申告(修正を除く)
コンプライアンスの費用—税務処理費用の平均	2.0	3.5	3.6	※前年比削減率

出所：オーストラリア税務局年次報告書を基に日本総研作成

なお、現年度の税務局の活動状況の評価については、原則として月別に評価を行っており²²¹、その際の評価項目は、「有用性及び正確性」「サービスへのアクセスの容易さ」「サービスの迅速性」「適切、迅速な情報アップデート」「納税者対応のスキルの高さ」である。2016-17年度の評価については以下の通りである。

1. 問い合わせ対応時間

- ・ 納税時期の7月から10月の間、一般的な問い合わせ電話に対して5分以内で答える率—90%
- ・ 税理士からの問い合わせ電話に2分以内で答える率—90%
- ・ オンラインによる納税者の請求が15日（業務日）以内に修了する率—90%

2. 納税申告の処理期間

- ・ オンライン納税申告が12業務日以内に修了する率—94%
- ・ オンライン修正申告が20業務日以内に修了する率—94%
- ・ 申告用紙による納税申告が50業務日以内に修了する率—80%

3. 苦情処理期間

- ・ 苦情が15業務日内または納税者に伝えた期間以内に処理が修了する率—85%

²²¹ 税務局ウェブサイト

<https://www.ato.gov.au/About-ATO/Access,-accountability-and-reporting/Our-commitments-to-service/Current-year-performance/>

5-3-3. 税務広報の現場の様子

図表 156：納税申告を行うコーナーの例（ショッピングセンター内に設置）



出所：My Tax Refund ウェブサイト

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

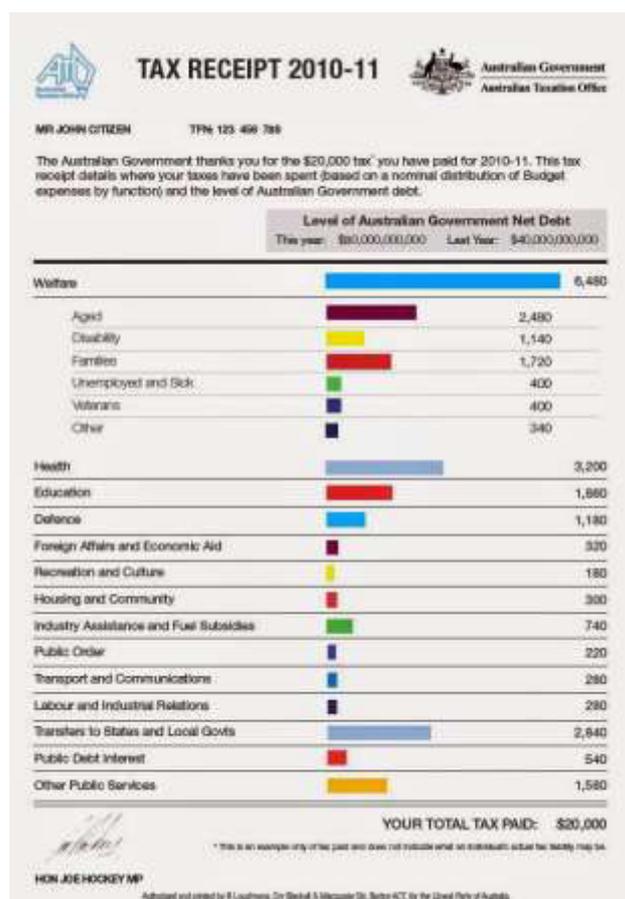
総括

5-3-4.税に対する理解促進に向けた取組

(1)所得税の領収書に添付した説明

所得税納税のレシートには、例えば、納税者の払った額が2万豪ドルとすると、福祉に6,480豪ドル、教育に1,860豪ドル等、支出内訳毎にいくら自分の税金が使われたかが出力される。また、政府財務局のウェブサイトには、それぞれの項目の具体的な説明が載っている²²²。

図表 157：タックスレシートの例



出所：petermartin ウェブサイト

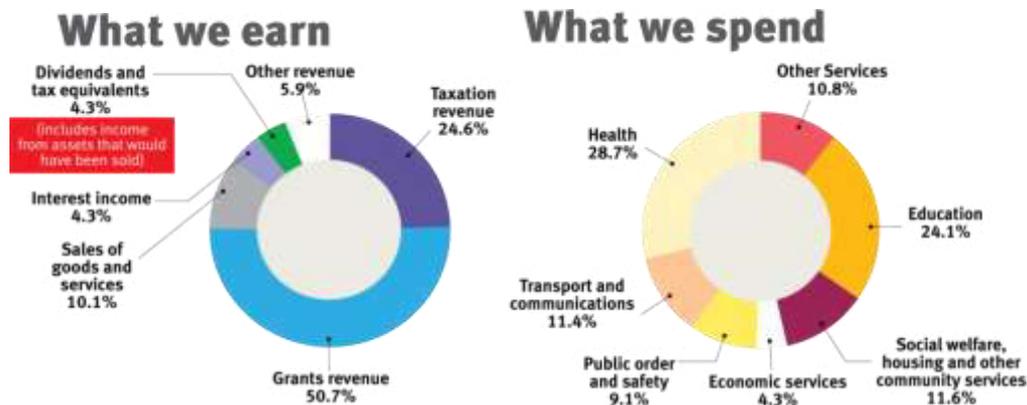
(2)クイーンランド州財務省

2016-2017年の予算について、そのウェブサイトでもわかりやすく収入と支出の内訳を示している²²³。

²²² <https://www.ato.gov.au/Individuals/Lodging-your-tax-return/In-detail/Tax-receipt/>

²²³ クイーンズランド州政府予算書 <http://budget.qld.gov.au/budget-highlights/budget-outlook/>

図表 158：クイーンランド州財務省の収支内訳



出所：クイーンズランド州政府予算書

(3)政治家によるアナウンスメント

オーストラリア政府や州政府が重要なアナウンスを行う場合、しばしば首相や州知事が現場に行きプレス対応をするため、TV等のメディアで大きく取り上げられる。

例として、2016年10月3日クイーンズランド州で鉄道新線のレッドクリフ線が開通した時、建設費用は国、州、地方自治体が分担して拠出したので、首相、州知事、市長が開通式典に出席し、プレスリリースを行い3氏のテープカットや初乗車の映像が大きく取り上げられた。プレス記事では、各行政機関がそれぞれ拠出した費用（オーストラリア政府が595百万豪ドル、クイーンズランド州政府が323百万豪ドル、モートンベイ広域自治体が108百万豪ドル）やこのプロジェクトが地域にもたらす経済効果等を伝えている。

(4)モートンベイ・カウンシル (Moreton Bay Regional Council) の例

クイーンズランド州ブリスベンの北方に位置するモートンベイ・カウンシルは、数年前、市町村合併した人口425,000人の広域自治体である。6つある地区ごとに一人の議会議員は住民にとって身近な存在であり、議員のオフィスには常に住民が訪れ、地域のマーケットやイベント等で姿を見かけることが多い。例えば、最近、犬がリードなしで駆け回れる公園が整備されたが、地区の議会議員は早速、公園を訪れ、住民の話を聞いていた。

また、公共工事には、看板を出して住民に知らせている。例として最近、かなり交通量が増えた道路のT字交差点付近が整備されたが、横断歩道、植栽、ベンチの設置等によって大きく改善し、住民が憩う場所になった。これらの事業は、ウェブサイトのほか、議会議員のニュースレターでも知らせている。

このように、地方自治体の場合、身近な公共工事、イベント、コミュニティ・プログラム等近くで目に見えるものが多く、また、地方自治体の歳入の多くが固定資産税に類似したレート (rates) であることから、住民がその還元を実感しやすいと考えられる。

モートンベイ・カウンシルによれば、新しい公共工事、施設、サービス等について、次の

ような様々な方法により住民に知らせることで、住民への還元を知ってもらうようにしているという。

- ・ 予算審議の情報の開示、市長と市議会議員による報道発表
- ・ コミュニティニュースレターによるお知らせ
- ・ 市のウェブサイト、ソーシャルメディア、ローカル新聞
- ・ 報道発表や広告
- ・ イベント等のお知らせの配布や市役所での掲示
- ・ 地域の公共工事の看板
- ・ 特別なプロジェクトにおける住民との協議

(5)myGOV システム

オーストラリア政府は、福祉・年金を所管するセンターリンク（Centrelink）、医療を所管するメディケア（Medicare）、税金（myTax）等の政府サービスを統合したオンラインシステム myGov を推進している。各人が一つのアカウントを持ち、それを開くと自分の税金支払い額、自分が受けた福祉の手当額（失業手当、子供手当、家賃補助その他）、年金受給額、受けた医療の税金による支出額等が一目で見られ、どれだけ自分が税金を支払い、どれだけ自分が税金の還元を受けているのかが分かる。

なお、このアカウントでは、ATO からの個人あてのメールも受け取ることができる。アカウントへのログインの際には、与えられたユーザーネームと納税者が設定したパスワードを入力すると、登録してある携帯電話に SMS でセキュリティコードが送られるので、そのコードを入力するとアカウントが開けるといふセキュリティになっている。税申告をオンライン提出すると処理状況についてメールで連絡が届く。

図表 159 : MyGov 画面のイメージ



出所 : MyGov ウェブサイト

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

5-4. 税務職員の育成

5-4-1. 資質向上に向けた取組

(1) 税務の専門知識・技術面

① 税務局大卒程度研修プログラム²²⁴

税務局は、大学卒業レベル（大学の最終年あるいは応募の3年以内に大学の学位取得）の応募者に12か月の集中コースを提供しており、専門職としての人材の確保を図っている。専門の領域は、会計、商業、経済、金融、人事管理、IT、法律、マーケティングまたはコミュニケーション、STEM（科学、技術、エンジニアリング、数学）または統計である。

税務局内の2つの職場をローテーションすることで、納税者対応も含めて体験する。例えば、実際にキャピタルゲイン税等の複雑なケースの監査、納税者対応、金融分析の調査等の業務を経験する。

そのほか集合研修として、税務局の職場環境、実際の企業・ビジネスの状況への対応、専門的な技術、プロジェクト管理、交渉技術等を学び、実際の職場で通用する能力を身につける。

② 職員研修の例²²⁵

研修としては、以下のような内容を実施している。

- ・ 短時間研修・・・各職場でさまざまなトピックについて、短時間に集中的に研修を行う。
- ・ リーダーシップ研修・・・オーストラリア公共サービス（Australian Public Service）のレポートを受けて、幹部候補生の人事管理能力を養う。
- ・ リーダー育成研修・・・企業との関係を強化する能力を養うため、企業環境の理解やビジネス実務を学ぶ。
- ・ ATO の組織内で異動することによりスキルや能力を向上させる。
- ・ 管理職とスタッフのコミュニケーション向上と目標設定を通じて、職員の能力向上を図る。
- ・ ATO のリーダーシップ会議を設置し、リーダーシップと管理能力の向上を図る。
- ・ 争いがあるケースでいかに公平な態度で敬意を持って納税者に対応するか、専門的な研修を行う。

(2) 接遇面

納税者対応の研修を実施している。

²²⁴ <https://www.ato.gov.au/About-ATO/Careers/Graduate-program/>

²²⁵ 税務局年次報告 2015-16 <https://annualreport.ato.gov.au/> P47-P53

5-4-2. 税務職員について

(1) 税務職員の平均在職期間もしくは異動の頻度

税務局の期間の定めのない職員の在職期間のデータは、年次報告に記載がある²²⁶。

なお、ATO では 2013 年から人員整理が進み、2014-2015 年には 2,364 人という大幅な整理が行われた。期間の定めのない職員の総数は 2013 年に 21,808 人から 2016 年には 17,514 人に減少している。この大幅な人員整理については、ATO と関係の深い省庁、例えば財務省 (Treasury) 等に移る職員が増加したことが原因であると分析されている²²⁷。

図表 160 : 職員の勤務年数 (2014 年、2015 年、2016 年各 6 月 30 日現在)

勤務年数	2014 年 (%)	2015 年 (%)	2016 年 (%)
0-4	4,535 人 (21.6%)	3,968 人(21.8%)	2,958 人(16.9%)
5-9	4,906 人 (23.4%)	3,709 人(21.8%)	4,332 人(24.7%)
10-14	5,649 人 (26.9%)	4,457 人(24.5%)	3,896 人(22.2%)
15-19	1,362 人 (6.5%)	2,643 人(14.5%)	3,149 人(18.0%)
20-24	948 人(4.5%)	521 人(2.9%)	457 人(2.6%)
25-29	2,113 人 (10.1%)	1,664 人(9.1%)	1,376 人(7.9%)
30-34	1,115 人 (5.3%)	1,035 人(5.7%)	1,122 人(6.4%)
35-39	277 人 (1.3%)	179 人(1.0%)	194 人(1.1%)
40-44	57 人(0.2%)	22 人(0.1%)	28 人(0.1%)
45-49	15 人(0.1%)	5 人 (-)	1 (-)
50+	-	-	1 (-)
合計	20 977 人 (100%)	18 203 人(100%)	17,514 人(100%)

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

なお、期限に定めがある職員等を含めた全職員数は、2014 年 23,631 人、2015 年 21,251 人、2016 年 20,659 人となっている。

(2) 職場環境の改善

職場環境を改善するための取組として、以下のような内容を実施している。

- ・ 新たな職場づくりの試行・・・2016 年 3 月、メルボルンのオフィスにスタッフと協議してデザインしたオフィスを作り試行したところ、それまでより職員はオフィス内を動

²²⁶ 税務局年次報告 <https://annualreport.ato.gov.au/> Appendix8

²²⁷ 2016 年 2 月 15 日シドニーモーニングヘラルド(The Sydney Morning Herald) 記事

なお、国家公務員就職希望者は、オーストラリア公務委員会(Australian Public Service Commission)の求人サイトを見て求職をする場合が多い。求人条件として APS (Australian Public Service) のレベルが示され、自分の持つレベルに合った所に求職を行う。省庁間の異動は珍しくないということであり、特に税務局と財務省は共通点があるので比較的容易であると考えられている。

くようになり、オフィス内でのより緊密な仕事のやりとりやその他の交わりが増加した。51.9%の職員が「こうした創造的なオフィススペースが、才能あるスタッフを引き寄せ、ATOに留まる」と回答している。

- ・ 納税者対応と事案管理のシステムの高度化・・・職員が約1億ある文書や事案のデータベースを速く効果的に使えるようにして、的確なアドバイスや教育サービスを行えるようにしている。
- ・ 遠隔地をつなぐシステムの導入・・・多くの職場にテレプレゼンスの装置を導入し、ビデオカンファレンス等に使うほか、バーチャル・デスクトップ・プラットフォームを導入し、スタッフが遠隔操作で税務局システムにアクセスできるようにしている。
- ・ 組織文化及びリーダーシップ・プログラム・・・職場のコミュニケーション、仕事への従事のあり方についての意識を高めるために、縦割組織の意識を抑えて多分野、多機能のチームをつくり、協力して新たなモデルによって統一のとれた解決策をつくる。
- ・ 2015-16年にかけて、承認手続きを合理化して、組織内の手続きを簡略化することにより、指示的な内部文書の作成を49%削減した。

5-4-3.税の窓口の様子

税務局では手続き用の端末が並び、必要に応じて職員への問合せが可能だが、基本的には端末等を操作し、来訪者が自ら処理を行う。フロア一帯が、オーストラリア政府サービスの総合窓口「myGov」（税金、医療、障害者福祉、年金、保育、雇用等）となっている²²⁸。出版物、リーフレット等の印刷物はなく、オンラインでのみ請求、購入できる。

²²⁸ <https://my.gov.au/mygov/content/html/brisbane.html>

図表 161：ブリスベン市にある「myGov」の外観



出所：myGov ツイッター

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

Ⅲ. 総括

1. 各国調査結果

日本及び諸外国4か国の調査結果について、①納税者の意識、②租税・財政教育、③税務広報、④税務職員の育成の4点からまとめたい。各国の詳細内容については次項以降の一覧表を参照されたい。

まず、納税者の意識については、痛税感は必ずしも租税負担率に比例している訳ではないことが分かる。日本の場合には、5か国中租税負担率は一番低いが、痛税感についてはオーストラリアに次いで2番目の高さである。同じ傾向が各国で過去数年間に行われた税に関する意識調査の結果からも見てとれる。例えば、ドイツでは「税負担が高すぎる」と回答している人が8割を超えており、20%台前半の租税負担率であっても、痛税感は強いといえる。一方、調査結果からは、納税に対する納得感が高ければ痛税感が和らぐことが伺える。オーストラリアの場合には、約6割の人が現在の税制は比較的公平であると考えており、5割以上の人が減税よりもサービスの充実による生活水準の向上を望んでいる。

続いて、租税・財政教育について、いずれの国でも租税・財政教育が行われていたが、その取り組み方や重点的に教える内容には国によって差異があった。

日本は「官民連携型」と位置付けている通り、文部科学省、総務省、国税庁が中心となり租税教育推進協議会を設置し、税理士会等民間機関とも連携しながら租税教育を推進する体制を築いていることが特徴である。複数の省庁と民間機関が租税教育のために協議会を設置している例は日本のみであった。また、教育内容については、税の制度や納税の意義について教えることが中心となっている。日本と同様、税務部門の職員等によるアウトリーチ活動が充実しているのはドイツである。一部の州では州財務省が主導し、学校に税務職員を派遣し、出張授業を行っている。この教育事業においては、納税の義務や税の種類、税金の用途等について教えているほか、税務署職員や税務官といった税務関連の職業について紹介することも目的としていることが特徴である。こうしたドイツの取り組みは「行政主導型」といえると考えられる。

米国（ニューヨーク州）、スウェーデン、オーストラリアについては、いずれの国でも税制の概要について教えているが、制度の説明にとどまらず、数学等の科目でも税に関する内容を教え、個人が納める税額計算を授業に取り入れる等より実践的（プラクティカル）な税との関わりについても教えているということで「プラクティカル型」と分類している。

そして、広報活動については、いずれの国もウェブサイトでの情報提供や、税制の概要を示した冊子、税務部門の年次報告書等の作成は共通して行っている。日本、米国、オーストラリアは、テレビやラジオ、新聞といった各種メディアでの広報活動を実施しているが、ドイツ、スウェーデンでは原則としてそうした取組は行われていないということであった。税務部門によるアウトリーチ活動として、例えば日本では東京都主税局が住宅展示場にて固定資産税についての説明会を実施しているほか、米国やオーストラリアでは確定申告の時期にショッピングセンター内や図書館等の施設で所得税の申告支援を行う等、納税者にとって利

便性の高い場所に出向いての情報提供やサポートが行われている。また、広報活動に対する評価活動としては、いずれの国でも納税者へのアンケート調査を実施し、情報提供の分かりやすさや満足度について情報収集を行っていた。一部の国においては、事業ごとに成果指標を定めている例もあった。

税務職員の育成については、各国の実情に応じて採用活動及び職員への研修が実施されている。いずれの国においても、税の専門性を高めるための実務研修と、接遇研修等の税務以外の研修の両方が行われている。

図表 162：税に関する意識調査の結果概要

		日本	米国(NY)	スウェーデン	ドイツ	オーストラリア
租税負担率(注1) (国民所得比、2013年)		24.1%	24.2%	49.9%	30.4%	38.6%
中間層の痛税感(注2) (中間層の税負担に関する意識調査で「あまりに高すぎる」「高すぎる」と回答した割合、2006年)		62%程度	57%程度	55%程度	50%程度	63%程度
租税意識(Tax Moral)(注3)		82.9%	63.8%	53.5%	56.6%	63.9%
税に対する意識調査の結果(注4)	コンプライアンス	・税に対する印象として、71.5%が国民の義務と回答している。	・回答者の94%が「納税は市民の義務である」に同意し、86%が「所得税をごまかす行為は許せない」と回答している。	(データなし)	・脱税行為を不正だと思う人の割合は82%であり、過去2回の調査と比べて向上している。	(データなし)
	納得感	・税に対する印象として、義務(71.5%)、負担感(61.5%)、強制的なもの(41.5%)と、義務的に徴収されるものであるという意識を強く持っている。	・回答者の53%が国の関与を減らして減税すべきとしている。	・自国の税制について好意的に考える人の割合は増加傾向にあり、2012年時点で40%となっている。	・「税負担が高すぎる」と回答した人が85%(2014年)であり、過去の調査と比較して高水準。	・回答者の60%が現在の税制は比較的公平だと考えている。 ・過半数の回答者が、減税よりもサービスの充実による生活水準の向上を望んでいる。
	行政庁への信頼	・東京都のアンケートでは、回答者の60%以上が官公庁からの情報発信が不十分であるとしており、情報提供の充実を求めている。 ・税務署での面接相談に91.5%の来署納税者が良い・やや良いと評価している。	・回答者の61%が「IRSが納税義務の理解を促進している」と回答している。 ・18から24歳の回答者の73%は「IRSが公平に税法を施行する」と信じており、65歳以上の回答者は56%にとどまる。 ・回答者の74%が電話または窓口サービスに満足している。	・59の省庁及び企業への信頼度に関する調査で、国税庁は7位であり、省庁の中ではトップクラスにランキングされている。 ・回答者の95%以上が国税庁の待遇が良いと回答。	・回答者の95%が国が税を浪費している、あるいは使途が不適当であると考えている。	・過半数が税務局を高潔で信頼できると考えている。 ・回答者の74%の納税者が税務局のサービスに満足している。
	出典	国税庁の実績評価 東京都の調査	IRS監視委員会の調査 ギャロップ社調査	スウェーデン国税庁の調査 民間調査会社TNS Sifoの調査	ドイツ納税者協会委託調査	オーストラリア税務局の調査 オーストラリア・ナショナル大学の調査 The Australia Institute調査

(注1) 財務省「国民負担率(対国民所得)の国際比較」より引用。(注2) 図表2(本文 p.6)より、結果の概数を記載。

(注3) Recep Tekeli「The Determinants of Tax Morale: the Effects of Cultural Differences and Politics」より引用。

(注4) 意識調査の結果は、それぞれの国で実施された既存の調査からの抜粋であるため、調査項目は同一ではない。

図表 163：租税・財政教育の調査結果概要

	国	日本	米国(NY)	スウェーデン	ドイツ	オーストラリア
	類型	官民連携型	プラクティカル型	プラクティカル型	行政主導型	プラクティカル型
租税教育の位置づけ		納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要。学習指導要領に記載あり。	金融教育の中で取扱う。ニューヨーク州の定める学習基準に記載あり。	知識を実社会に活かすことが目的。学習指導要領への記載なし。	納税の意義を伝える。税務署のイメージ向上も目的。学習指導要領への記載なし。	市民教育・主権者教育及び金融教育の中で取扱う。学習指導要領への記載あり。
取扱い科目	教科学習	社会科、公民科	経済科(一部、数学、家庭科等で扱われる事例あり)	公民科	社会科、政経科	市民科、数学科、経済科
	教科外	租税教室(出前講座)	-	-	租税教室(出前講座)	-
対象学年 (日本の学年)		・小学校6年生 ・中学3年生 ・高校生	・小学4年生 ・中学生 ・高校生	・小学4から6年生 ・高校1から3年生	・高校生	・中学生 ・高校生
教える人		・教員 ・税務署、都税事務所職員 ・税理士等民間団体	・教員	・教員	・教員 ・税務署職員	・教員
行政による租税学習用 オンライン教材の提供	生徒向け	○	○	○	○	○
	教師向け	○	○	○	○	○
関係機関との連携		租税教育推進協議会を設置(文部科学省、総務省、国税庁)	ファイナンシャル・リテラシー財政教育委員会	特になし	個別の施策レベルで、民間団体や税務・教育部門と連携	ファイナンシャル・リテラシー理事会を設置(政府機関:証券投資委員会、社会福祉局や企業・業界団体、NPO等が連携)
税に関する民間団体		税理士会、法人会等	経済教育協議会 ジャンプスタート連合	SO-rummet	青年・教育財団(財務省、教育・研究省、経済界、学校関係の専門家)	オーストラリアビジネス教育(公認会計士協会の関連団体)
特徴的な取組		・税務部門職員等によるアウトリーチ型の租税教育を実施。 ・官民連携の協議会は、租税教育推進協議会のほか、都道府県、市町村レベルでも持つ。 ・「税に関する作文」事業など普及啓発活動を実施。	・経済教育分野での教師の表彰制度(主催:経済教育協議会)がある。受賞した教師の授業はユーチューブで公開。	・美容師やレストランの専門学校生用の教材等、業界団体と連携をし、ターゲットを絞ったオンライン教材を作成。	・税務部門職員等によるアウトリーチ型の租税教育を実施。	・算数や経済等、実務的な学習の中でも税を扱う(金融リテラシーを重視)。 ・福祉部門が税金滞納の相談を受けるなど、税務と福祉部門とが連携。

図表 164：税務広報の調査結果概要

国		日本	米国(NY)	スウェーデン	ドイツ	オーストラリア
1 広報						
広報手段	ウェブサイト	○	○	○	○	○
	税務部門の年次報告書	○	○	○	○	○
	メディア	○	○	×	×	○
特徴的な取組		<ul style="list-style-type: none"> ・11月11日～17日を「税を考える週間」とし、納税キャンペーン等を集中的に実施。 ・行政と民間の関係機関が連携した広報活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得等を入力すると税の使途が分かるサイトをホワイトハウスのHPで公表(2017年1月20日まで)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の送付を最大の広報機会ととらえ、パンフレット等と同封。 ・広告費を使ってメディア媒体から情報が提供されることはない。 ・所得を入力すると税の使途が分かるサイトを市のHPで公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ納税者協会が、毎年秋に「税金の浪費報告書」を発行。税の使途を監視する役割を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務サービス向上に向けた長期展望及び短期的な施策を公表。 ・myGovシステムを活用。 ・納税が遅れがちな納税者に対して、個別に納期等周知を実施。 ・領収書に「税金の使途を示すグラフ」を添付。
2 納税に関する相談・サポート体制						
特徴的な取組		<ul style="list-style-type: none"> ・国税局ごとに電話相談センターを設置。 ・都税事務所に相談コーナーを設置。 ・一般的な質問については、インターネットでの情報提供を実施。 ・全国の税務署等で確定申告に関する説明会や新設法人のための説明会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話やインターネットでのチャット相談をできる体制を整備(※チャット相談は連邦政府が実施)。 ・ボランティアによる確定申告に関わる情報提供と申請手続き支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話やインターネットでのチャット相談をできる体制を整備。 ・電子化が進み、窓口ではパソコンの前に案内され、ホームページを見ながら説明がなされる。 ・新規個人事業主を対象としたインフォメーション会を税務署で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署に「サービスセンター」を設置し、申告書の受付、相談業務を実施。 ・納税通知書に州財務大臣の感謝の意と税金の使途を示した添え状を同封(ノルライン・ウェストファーレン州)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告時期にボランティアによる納税ヘルプサービスを実施。 ・政府が税理士に対するサポートを実施。 ・納税申告時期にショッピングセンターに臨時オフィスを設置し、相談業務を実施。 ・税控除を計算するスマートフォンアプリの開発。
3 税務広報に対する評価						
成果指標の設定		○	×	×	×	○
評価制度	ウェブアンケート	○	○	○	○	○
	窓口調査	○	—	○	—	—
	電話調査	—	—	—	—	○
	対面調査	○	○	—	—	○
評価結果の公開		○	○	○	○	○
評価制度のフィードバック		○	○	○	○	○

図表 165：税務職員の育成に関する調査結果概要

国名	日本		米国(NY)		スウェーデン		ドイツ		オーストラリア		
人口	12,730万人		32,100万人		1,000万人		8,100万人		2,400万人		
1 職員について											
職員数	国	国税庁	約5.6万人 (2017年度)	IRS	約8万人 (2015年度)	王立 税務局	約1万人	連邦政府 財務省	約4.5万人 (2014年)	ATO	約2.1万人 (2016年度)
	地方	東京都	約3,100人 (2016年度)	NY州	約4,300人 (2015年度)						
特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都主税局の職員は税務部門以外の部署への異動もある。 ・東京都主税局の女性職員の割合は46.9%。 		<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員の一括採用は行っておらず、ポストが空いた際に経験等に基づいて採用。 ・IRSの女性職員の割合は65.4%。 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に地域及び職種ごとの採用のため、異動は発生しない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・終身雇用が原則(67歳まで)。 		<ul style="list-style-type: none"> ・2014年から2015年にかけて期間の定めのない職員、約2400人(総数の11%)の削減が行われた。 	
2 人材育成について											
研修制度	実務研修	あり		あり		あり		あり		あり	
	待遇研修	あり		あり		あり		あり		あり	
概要		<ul style="list-style-type: none"> ・「税務大学校において実施する集合研修」、「オン・ザ・ジョブトレーニング」、「職場研修」の三つを柱として実施(国税庁)。 ・「人材育成基本方針」を策定し、組織一丸となった人材育成を実施(東京都主税局)。 		<ul style="list-style-type: none"> ・採用後長期間にわたって勤めることを前提とした教育・研修制度はないが、職種に応じた研修や実習を行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・職員個人ごとに資質向上に向けた教育プログラムが組まれている。 ・納税者アンケート調査結果を踏まえた待遇研修を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・税に関する研修のほか、職員指導等190の研修が用意されている(ヘッセン州)。 ・年間800回の研修を実施。より多くの職員に受講させるため、指導者の教育も実施(ラインランド・プファルツ州)。 		<ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業レベルの応募者に、12カ月の集中コースを提供し、専門職としての人材育成を実施。 ・税務局内の複数の部署を経験することで、納税者対応等も経験する。 	

※本報告書記載内容及び、外務省ウェブサイト、各種公開情報を基に作成。

2.考察・提言

2-1.租税・財政教育に関する考察・提言

日本及び諸外国の調査を通じて、学校（特に高校段階）における租税・財政教育は、公民科、市民科、経済科といった日本の社会科にあたる教科・科目での教育を中心としつつ、オーストラリアにおいては数学でも扱われる等、多様な観点から教育が行われていることが分かった。また、教育の実施主体については、教育部門が基盤になっているが、日本では税務職員や税理士等、ドイツでは税務署職員といった税の専門家が学校に出向いて租税・財政教育を行っている事例があった。さらに、各国の税務部門や政府系財団等の団体、NPO 等による教材提供や教員向け研修の実施の事例も数多くあり、各国の租税・財政教育は多様な主体に支えられていることが確認された。

日本における租税・財政教育は、小中高校の社会科における学習を中心として、教育部門、税務部門、民間部門が連携した枠組みである租税教育推進協議会によって租税教室の開催、各種教材の提供が行われている。選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことを受け、主権者教育の充実が目指されており、租税・財政教育についても一層の充実に向けた取組が進められている。

また近年、高校段階でのキャリア教育の重要性が認識され、企業と連携したプロジェクトの実施等、将来の就労を見据えた体験を伴う学習の機会が充実しつつある。租税・財政教育についても、税の意義や制度について知識を付与する学習に加えて、税を納める主体として将来どのような税金を支払い、それが自らの生活にどのように還元されるのかを出来るかぎり実感を伴って学習できるような工夫をすることが、税に対する納得感を高めるために必要になると考えられる。その方策として、①主権者教育との連携、②個人の経済活動に結びつけた学習という 2 つの視点を取り上げたい。

①主権者教育との連携

主権者教育の中で、民主主義の成り立ちや議会制民主主義、選挙権等の制度について教えることに加えて、税が関係する現代の具体的な政治的意思決定の事例について生徒が自ら考えることにより、税についても理解を深めることができるのではないだろうか。

例えば、米国の民間団体が提供する教材の中には、主権者教育と租税・財政教育双方の性格を併せ持ったものがある。「ある地域でスポーツ競技場の建設に PPP²²⁹の枠組みで税金が使われ、それに対し一部市民から反対の声があがった」という実際の事例について、生徒は概況を理解した上で、PPP の枠組みを使うことに賛成あるいは反対の立場からそれぞれ理由を論じたエッセイを作成する。こうした身近な事例を取り上げることで、生徒が主権者として税金の使われ方について考えられるよう工夫されている。また、こうした授業では、教員からの講義形式での情報提供に加えて、いくつかの問いについて生徒が議論する形式、あるいは生徒がロールプレイを行う形式で実施されている事例が数多くあった。

²²⁹ パブリック・プライベート・パートナーシップの略称。官民が連携して公共サービスを提供する枠組みを指す。

教材についても、そうした授業形態に合わせて、始めに学習目標を提示し、生徒の理解が深まるよう、順を追って問いを投げかけていく形式のものが用意されている。

東京都の「人間と社会」においても、複数の問いを議論することを通して、生徒が考えを深めることができる形式の教材が作成されている。今後も主体的・対話的で深い学びの実現が目指される中で、租税・財政教育についてもそうした方針の下、創意工夫を行っていくことが望ましい。

②個人の経済活動と結びつけた学習

日本での高校生を対象とした租税・財政教育を実践する中で、就労経験がない多くの高校生は租税の制度について理解することはできても、租税が自らに関わりのあることだという実感を十分に持つことが難しいという声が聞かれた。

この点に関しては、将来具体的にどのような税金を納めることになるのか疑似的に学習することで、生徒の租税に対する意識を高めることができるのではないだろうか。一般に租税・財政教育は、日本の社会科にあたる科目の中で扱われることが多いが、オーストラリアでは数学の授業の中で租税に関する内容が扱われている。具体的には、不動産投資や株式投資に関する計算の中で、手数料等と並んで税金の計算について学んでいる。テーマ設定の仕方によって、教科を横断した形で租税・財政教育を行うことができる一例であるといえる。また、アメリカでは市民科、経済科といった科目において、架空の家族を想定し、家族の構成員それぞれが日常生活の中で支出する際に、あるいは収入を受け取った際に何の税をいくら支払うのか、順を追って計算していく形式の教材提供の例がある²³⁰。

そうした個人の経済活動と結びつけた形で税について教えることで、より実感を持って税についての理解を深められると考える。

²³⁰ 米国の経済教育協議会提供の教材より。

2-2. 税務広報に関する考察・提言

調査対象各国において、税務部門を中心にウェブサイトやパンフレット、対面等、各国の状況に応じて様々な場面で税務広報の活動が行われている。納税者の納得感を高めていく上で特に重要だと考えられる視点として、①対象者を明確にした税務広報活動、②透明性の高い情報公開の実施、③ICTの活用による税務広報の最適化、④広報活動の評価・改善活動の実施の4つを取り上げる。

①対象者を明確にした税務広報活動

個人と税との関わりは、ライフステージやそれぞれの職業に応じて変化する。就職や結婚、子育て、家の購入といったライフイベントによって納める税金の種類や受けることのできる税控除が変わるほか、会社員/個人事業主、起業、退職といった就業状況・就業形態によっても必要になる税の知識は異なる。各個人の置かれた状況に合わせ、適切なタイミングできめ細かな情報提供をすることで、租税に関する情報を自らに關係することとして理解することができる。

日本においては、東京都主税局が住宅展示場にて不動産取得税に関するセミナーを実施している。諸外国においても、例えばスウェーデンでは、「美容師及び理容師」「レストランオーナー」「タクシー運転手」といった特定の職種を対象とした普及啓発活動や、新たな事業を始めた事業主を対象とした情報提供会を全国で行っている。また、米国では、確定申告の時期に図書館やショッピングセンター、銀行といった街中の様々な場所で低所得者や高齢者を対象とした所得税申告支援ボランティアによる納税の支援が行われている²³¹。

このように、情報を必要とする人に対して適切な場面で適切な説明を行うことが、税に対する納得感を高めることにつながっていくと考える。

②透明性の高い情報公開の実施

東京都においても、情報公開の推進を重要課題と位置付けており、都民が必要とする情報を取得しやすくなるよう改革が進められている。そうした方針をふまえた上で、納税者の納得感を高めるためには、情報の伝え方を工夫することが重要である。

東京都が実施した調査によると、回答者の約6割が官公庁による税に関する情報発信は不十分であると認識しており、「税の使途」について最も知りたいと回答している。例えば、オーストラリアでは、所得税の納税レシートに支払った税の使い道が記載されている。このことにより、個人が納めた税金の使途について視覚的に把握することができる。

さらに進んだ税の使途に関する情報公開の在り方としては、政府支出の内訳の公表にとどまらず、税金を使って各種事業を実施した結果、どの程度目標が達成されたのかというアウトプットの指標や、どの程度コストが削減されたのか等アウトカム（アウトカム）の指標についても公表することが挙げられる。日本を含め各国でも事業評価を実施しているが、この段階の

²³¹個人々人が所得税の確定申告を行う必要があるという制度上の背景がある。

情報公開が納税者の納得感を更に高めることにつながると考えられる。

③ICTの活用による広報活動の最適化

行政におけるICTの活用推進は日本政府の方針であり、国内でもe-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用件数が伸びている。個人に対して必要な情報を的確に届けられることができ、利用者にとっての利便性が向上するのみならず、広報活動の効率性も高まると期待されることから、ICTの活用には大きな可能性がある。

税務広報分野でのICTの活用は、特にオーストラリアで推進されている。納税者一人ひとりの接点という観点で、オーストラリア政府は福祉・年金、医療、税金といった分野を統合したオンラインシステムmyGovを構築している。このシステムでは、各個人が一つのアカウントを持ち、納税額や受給した手当の額、受けた医療に対する税金からの支出額等を一元的に把握することができ、自らへの税の還元状況を知ることができる。さらに納税者の利便性を高めるために、納税申告時にタブレットやスマートフォンで使えるアプリケーションも作成しており、税控除を計算するツールや安全性を確保したボイスプリントシステムを提供している。納税オンラインサービスの利用やSMS等で早期に納税者に連絡することにより、納期内納税率の向上や滞納額の減少といった効果が表れており、ICTを活用した先行事例として参考になるといえる。

また、コールセンターに関して、従来は利用者に税に関する情報提供を行うことや、そこでの接遇を向上させることを目指して運用してきたが、ICTの活用を進めていくことで利用者の問合せ内容等の情報が蓄積され、ビッグデータとして解析等の利活用が可能になる。こうしたデータを解析することで、よりよい情報提供のための施策の検討や、税務職員研修の考案等に活用することが可能となる。

このようにICTの活用が推進されると、税に対する納得感を高めるための広報活動の軸が、全方位的に「広く遍く」情報を提供していく手法から、一人ひとりの納税者向けに「パーソナライズ」された情報を最適なタイミングで提供していく手法に変化していくことを示唆しているといえる。

さらに、ICTを活用し、国や自治体の情報公開や行政への市民参加を推進するオープンガバメントの取組が世界各国、日本政府及び東京都でも推進されている。例えば、オーストラリア政府では、ICTを有効に活用しながら、オープンガバメントの原則としてInforming（周知）、Engagement（関与）、Participation（参画）の3つを掲げている。この原則にもとづいて、租税・財政教育や税務広報のあり方も、情報を周知することに加え、納税者がインターネットモニタリングに関与、参画したり、教育の現場でもチャット機能を活用して議論を深めたりするような取組を行っている。上述の情報公開の重要性と並行して、上記3原則は、今後の税務広報のあり方を検討していくにあたり、重要な概念になっていくと考えられる。

④広報活動の評価改善活動の実施

広報活動を行う際には、単に広報媒体を発行する、窓口等での情報提供を行うのみならず、その活動の成果や効果について検証し、その評価内容を次の広報施策へ反映させていくという評価・改善活動を行うことが非常に重要である。日本の国税庁においては、広報活動や接遇に関して評価項目を定め、アンケート調査等を実施し、評価活動を行っている。国税庁、東京都主税局いずれも、モニター制度を設けており、税務広報に関する意見や要望を聴取している。

諸外国においても、税務部門が電話やインターネットでアンケート調査を行い、納税システムの使いやすさや窓口での接遇に対する満足度等について情報を収集していることが確認された。例えばオーストラリアでは、納税者の満足度調査や行動調査等を行い、ウェブサイトの自動応答システムの改善やデザインの変更、検索機能の向上等に取り組んでいる。こうした取組により、納税者がより円滑に、負担なく税に関する情報に接することができるようになり、税務行政への満足度向上につながると考える。

2-3. 税務職員の育成に関する考察・提言

調査対象各国において、それぞれの国の状況に応じた税務職員育成のための研修等が行われている。税に関する専門性を高めるための研修が中心となるが、幅広い分野の研修プログラムを用意している事例も確認された。

日本では、税務職員の職位や経験に応じてきめ細かな研修プログラムが用意されている。国税庁では職場での研修やオン・ザ・ジョブトレーニングに加えて、税務大学校でも研修が行われており、数か月～1年と長期にわたる研修も行われている。東京都主税局においても、各種税制に関する実務研修や税制にとどまらず幅広いテーマを含む課題研修等が行われている。

その他にも、ドイツのヘッセン州では、職員指導、コミュニケーション、教育学、職場の健康管理等の研修が用意されており、税に関する研修と合わせ約 190 の研修が行われている。スウェーデンでは、税務広報部門が実施したアンケート調査の結果をふまえて、新たな研修を開始した事例があった。利用者の性別によって税務職員の接遇に差があるという調査結果を受けて、接遇改善のための研修プログラムが生まれ、2015年以降約4年間にわたって実施されている。税務職員の税に関する専門性を高めるとともに、広報活動への評価結果もふまえた研修や接遇向上のための研修を行うことで、税務署窓口等での納税者の満足度が高まると考える。

以上

禁 無 断 転 載

この報告書の著作権は東京都に所属します。

租税に対する国民意識と税への理解を深める取組
に関する国際比較調査・分析等委託

平成 29 年 3 月

(委託) 東京都主税局税制部税制調査課

東京都新宿区西新宿 2-8-1

(受託) 株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門

東京都品川区東五反田 2-18-1